

平成25年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成25年 3月 5日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成25年 3月 5日

23日間

至 平成25年 3月27日

第 3 諸般の報告

第 4 町長施政方針説明

第 5 議案第 1号 平成24年度 京丹波町立瑞穂学校給食センター新築工事請負契約の変更について

第 6 議案第 2号 京丹波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

第 7 議案第 3号 京丹波町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について

第 8 議案第 4号 京丹波町企業立地促進条例の制定について

第 9 議案第 5号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第10 議案第 6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第 7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第 8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第 9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第10号 京丹波町ふるさと祭振興基金条例を廃止する条例の制定について

第15 議案第11号 京丹波町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第16 議案第12号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第17 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第18 議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計予算
- 第19 議案第15号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第20 議案第16号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議案第17号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第22 議案第18号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第23 議案第19号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第24 議案第20号 平成25年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第25 議案第21号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第26 議案第22号 平成25年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第27 議案第23号 平成25年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第28 議案第24号 平成25年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第29 議案第25号 平成25年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第30 議案第26号 平成25年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第31 議案第27号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第32 議案第28号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第33 議案第29号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計予算

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（16名）

- 1番 小田 耕治 君
- 2番 篠塚 信太郎 君
- 3番 村山 良夫 君
- 4番 梅原 好範 君
- 5番 横山 勲 君
- 6番 山田 均 君
- 7番 東 まさ子 君
- 8番 岩田 恵一 君

- 9 番 松 村 篤 郎 君
- 10 番 坂 本 美 智 代 君
- 11 番 西 山 和 樹 君
- 12 番 原 田 寿 賀 美 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 森 田 幸 子 君
- 15 番 山 内 武 夫 君
- 16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 町 長           | 寺 尾 豊 爾 君     |
| 副 町 長         | 畠 中 源 一 君     |
| 会 計 管 理 者     | 谷 口 誠 君       |
| 参 事           | 岩 崎 弘 一 君     |
| 参 事           | 野 間 広 和 君     |
| 瑞 穂 支 所 長     | 中 尾 達 也 君     |
| 和 知 支 所 長     | 榎 川 諭 君       |
| 総 務 課 長       | 伴 田 邦 雄 君     |
| 監 理 課 長       | 山 田 洋 之 君     |
| 企 画 政 策 課 長   | 山 森 英 二 君     |
| 税 務 課 長       | 堂 本 光 浩 君     |
| 住 民 課 長       | 下 伊 豆 か お り 君 |
| 保 健 福 祉 課 長   | 岡 本 佐 登 美 君   |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 山 田 由 美 子 君   |
| 医 療 政 策 課 長   | 藤 田 正 則 君     |
| 産 業 振 興 課 長   | 久 木 寿 一 君     |
| 土 木 建 築 課 長   | 十 倉 隆 英 君     |
| 水 道 課 長       | 木 南 哲 也 君     |
| 教 育 長         | 朝 子 照 夫 君     |

|             |     |     |
|-------------|-----|-----|
| 教 育 次 長     | 藤 田 | 真 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 船 越 | 肇 君 |

6 出席事務局職員（2名）

|             |     |     |
|-------------|-----|-----|
| 議 会 事 務 局 長 | 長 澤 | 誠   |
| 書 記         | 上 西 | 貴 幸 |

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。本日はご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番議員・梅原好範君、5番議員・横山勲君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの23日間としたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月27日までの23日間と決しました。

会期中の予定については、配付してあります会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第1号ほか28件です。後日、町長からの追加議案の提出があります。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

2月28日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

閉会中に各常任委員会が開催され、所管の調査研究、また現地踏査が実施されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第33号を発行いただきました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんには大変ご苦労さんですが、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 《日程第4、町長施政方針説明》

○議長（野口久之君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成25年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまことにありがとうございます。議員各位には、日ごろから円滑な町政推進にご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

今期定例会は、平成21年11月に町政をお預かりいたしまして以来、はや3年3カ月が経過し、任期最終となる通年予算を提案させていただくこととなりました。

振り返りますと、この間、私は「安心・活力・愛のあるまちづくり」を旗印に、常に町民の皆様の目線に立った町政を推進してまいりました。おかげをもちまして、地域医療の充実をはじめ、きめ細かな保健福祉関係事業や畑川ダム関連事業、小学校統合整備事業、さらには丹波パーキングエリア（仮称）と一体的な地域振興拠点の整備など、本町の将来の発展に向けた数々の事業が完成、あるいは着実に進展し、本町が大きく飛躍する「時」がすぐそこまで来ていると実感しているところであります。

円滑な町政運営にご指導、ご鞭撻をいただいております議員各位、町民の皆様に心から敬意をあらわし、深く感謝申し上げる次第であります。

また、私の任期4年を物語の「起・承・転・結」に例えるなら、今年は「結」の年となります。すなわち、町民の皆様にお約束した「安心・活力・愛のあるまちづくり」の第一話を「完結」させる年と考えております。

任期の最終年度という一つの区切りを迎えるにあたりまして、ここに改めまして町民の皆様幸せのために全力を尽くしてまいることをお誓い申し上げます。

さて、昨年12月の衆議院議員総選挙により、新政権が発足いたしました。我が国の経済

は、長引く円高・デフレ不況により閉塞感が払拭できない状況にあり、特に製造業の競争力は低下し、貿易赤字は拡大しております。その中であって、第二次安倍内閣の発足とともに、景気回復への期待が膨らんでおり、「三本の矢」とされる日本経済の再生に向けた大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の実現に大きな期待を寄せるものでもあります。

こうした中、去る1月22日には、政府と日本銀行がデフレ脱却に向けて物価上昇率を前年比2%とする目標を盛り込んだ共同声明を発表し、平成26年からは、毎月13兆円のペースで国債などを買い入れる金融緩和策を決定したほか、2月26日に成立した平成24年度第一次補正予算では、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」として、10兆2,815億円を追加する大型補正を行い、いわゆる「15カ月予算」の考え方により、切れ目のない経済対策が実行されつつあるところであります。

また、平成25年度予算においては、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取り組みに重点的な配分を行うこととし、前年度予算に対し実質0.3%減の92兆6,115億円が編成されたところであります。

なお、平成25年度の地方財政対策におきましては、一般財源総額は平成24年度と同水準が確保される一方、地方交付税におきましては、地方公務員給与の削減を前提として約4,000億円が減額されたところであります。地方税の増収を見込む一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、13兆2,808億円の財源不足が生じると見込まれております。

この不足分は、赤字地方債といわれる臨時財政対策債を6兆2,132億円借り入れて補填するなど、地方においても依然として借金に依存せざるを得ない厳しい状況が続いております。

こうした情勢の中、京丹波町の未来づくりを具体的にどう進め、どのように次の世代へ引き継いでいくのか、平成25年度の町政運営の基本方針につきまして、申し述べてまいりたいと思います。

まずは、「安心」のあるまちづくりであります。

私は、町長就任以来、町民の皆様が安心して暮らしていただくための最重要課題として、地域医療の確保を掲げ、最優先に取り組んでまいりました。おかげをもちまして、医療等審議会の答申に基づき、平成23年度からは京丹波町病院に和知診療所及び和知歯科診療所を一本化し、経営の効率化をはじめ、病院と診療所の連携強化を図ることができました。

また、昨年4月からは、新たに3名の常勤医師をお迎えし、医療体制の充実が図られたところでもあります。今後とも、京都府や府立医大及び関係医療機関との連携を一層深め、地域に根差した「私たちの町の私たちの病院」として、予防と回復に重点を置いた地域包括医療の推進に努めてまいります。

なお、和知歯科診療所につきましては、現在開設しております和知保健センターの2階から1階に移設し、利用者の皆様の利便性の向上を図ってまいります。

次に、住民の安心・安全な、そして健康で心豊かな生活を保障するため、生活習慣病予防を重視した特定健診をはじめ、女性特有のがんや働く世代の大腸がん検診などについて、引き続き推進するとともに、若い年齢層や現役で働いていらっしゃる年齢層の方を含めて、幅広い受診ニーズに対応してまいります。

また、安心して医療が受けられるよう、心身障害者や母子家庭等に対する医療費助成をはじめとして、中学校卒業までの医療費負担を医療機関ごとに月額200円とする子育て医療費助成制度や、妊婦健診に必要とされる健診14回分を全て公費負担とする制度を継続してまいります。

さらに、第5期介護保険事業計画に基づき介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、在宅の高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる町を目指します。医療・介護・保健・福祉が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を推進いたします。

障害者支援では、相談支援事業の拡充を図ることによりまして、きめ細かな障害福祉サービスの提供に努めます。また、災害時要援護者の避難支援体制を確立するための取り組みを進めてまいります。

また、消費者の安全確保に関しましては、消費生活相談員による「消費者相談窓口」を継続しまして、高齢消費者のトラブル防止など、消費生活にかかる相談体制の充実と関係機関と連携した啓発活動に努めてまいります。

災害に強いまちづくりでは、消防団に配備しております小型動力ポンプ付積載車の計画的な更新をはじめ、原子力防災対策として「原子力防災のしおり」の作成や、避難所用パーティション、防護服、あるいは個人線量計などの災害対策備品の整備のほか、昨年実施いたしました「原子力災害住民避難訓練」を本年度も計画してまいりたいと考えております。

また、災害現場や災害対策本部との通信確保のため、デジタル移動系防災行政無線の基本設計に取り組んでまいります。

次に、一般住宅等の耐震化につきましては、京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づき、現行の耐震基準に適合していない建築物につきましては、引き続き耐震診断等を促進してま

います。

さらに、平成23年度から3年間の計画で実施しております住宅改修補助金交付事業を推進し、耐久性の向上やバリアフリー化等の住宅改修を促進するとともに、地域経済の活性化を図ってまいります。

町営バスの運行につきましては、昨年実施しました運賃半額の社会実験や高齢者の方を対象とした「生活支援に対するアンケート調査」の結果を踏まえ、新たな交通体系の構築を検討し、利用しやすい町営バスとなるよう対応してまいります。

さらに、地元唯一の高校であります須知高校への通学につきましては、町営バスの利用促進策として引き続き通学助成を実施してまいります。

次に、「活力」のあるまちづくりであります。

地域の特徴を生かした産業振興や生活環境の向上及び地域の活性化に向けた社会資本整備により、活力みなぎる町を目指してまいります。

農林業関係につきましては、有害鳥獣対策をはじめ、担い手の育成、特産物の振興、農村環境の保全、循環型農林業の推進を主要施策として取り組んでまいります。特に、本年度も有害鳥獣対策を最重要課題に位置づけ、一層強化してまいります。

被害防止対策では、国の野生鳥獣被害総合対策事業を活用した金網フェンスなどの設置を推進するとともに、捕獲対策では、狩猟免許の取得支援制度による狩猟者の育成や町域を越えた広域捕獲の実施のほか、ドロップネット方式に加えまして新たにゲート式自動捕獲装置の実証研究を地域住民と連携して行うなど、捕獲の強化を図ってまいります。

農業振興面では、農業機械の導入や施設整備、技術指導等を通じた農業後継者や営農組織など地域の担い手育成に努めてまいります。特産物振興対策では、戸別所得補償制度にかわる経営所得安定対策のほか、特産物産地化等形成助成などの町単費事業の推進により、主要特産物である黒大豆、小豆、くりをはじめ、そば、京野菜、京かんざしなど、本町特産物の生産振興を図り、ブランドカを高めてまいります。

また、農作物の生産にあたっては、畜産堆肥の活用による土づくりを推進し、耕畜連携による資源循環型農業の推進を図ってまいります。

京丹波「食の郷」創造プロジェクト事業につきましては、食をテーマとしたさまざまな取り組みの推進や、本町を「食のまち」として広く情報発信し、町内への集客による産業の活性化を図ってまいります。

特に、京丹波・食の祭典につきましては、本年度も丹波自然運動公園と須知高校を会場に開催し、本町の豊かな食を広く情報発信するとともに、このイベントを町民の皆様の誇りづ

くりや元気づくりにつなげてまいります。

また、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金事業による地域ぐるみの活動を引き続き促進するとともに、命の里事業など地域力の向上を目指した集落連携活動への支援に取り組んでまいります。

鳥インフルエンザ発生農場跡地につきましては、建物等の解体撤去に向けた設計を行うこととしており、あわせて地元や大学との連携により活用計画を作成し、それに基づいて事業化へと進めていきたいと考えております。

林業振興面では、森林の持つ多面的機能を良好に維持し、あわせて林業経営の向上や林業団体の育成を図るために、森林を整備する地域活動への支援を行うとともに、効率的な森林施業のための路網整備として、坂原地区と西河内地区を結ぶ「森林管理道塩谷長谷線」の開設工事を推進してまいります。

また、木のぬくもり活用推進事業として、森林・林業の方向性などを定めた「京丹波町森づくり計画」に基づき、森林の整備・保全や林業経営の向上対策、森林資源の循環活用、さらには、木を使う暮らしの促進など、森林へのかかわりを増やす取り組みを進めてまいります。

また、昨年4月に開校しました「京都府立林業大学校」につきましては、2期生として新たに20名の学生が入学される予定であり、実習林の提供など運営面での支援はもちろん、さまざまな面で連携を強め、林業の担い手確保と育成、さらには林業振興と町の活性化を図ってまいります。

なお、昨日、京都府庁におきまして、京都府及び北海道の関係職員立ち会いのもと、北海道下川町と友好交流協定を締結いたしました。

下川町は、国家戦略プロジェクトである「環境未来都市」の選定のほか、森林総合産業特区の指定を受け、森林・林業の総合産業化を目指す先駆的な町であります。職員の人事交流をはじめ、さまざまな情報交流や協力を通じまして、両町の林業振興や木質バイオマスの活用等による地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

商工業の振興につきましては、厳しい経済情勢の中、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や補給金制度など、町独自施策として商工業者の経営安定に向けた支援を引き続き行うほか、町内の消費拡大を図るため、本年度においても町商工会のプレミアム商品券発行事業に支援を行ってまいります。

また、念願でありました畑川ダムがついに完成いたします。ダムによる新たな水源の確保や、京都縦貫自動車道の名神高速道路との連結など、本町への企業立地の諸条件が飛躍的に

向上する中、今回、幅広い業種の企業立地を誘導するとともに、地元雇用を確保するため、「企業立地促進条例」（案）を提出させていただくところであります。積極的な企業誘致に取り組んでまいりますので、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、観光振興につきましては、京丹波町観光協会と連携を図りながら、農林産物、スポーツ・レクリエーション施設、伝統行事などさまざまな観光資源を活用した京丹波町ならではの観光事業を推進し、多くの人を訪れるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、道路等の整備であります。道路は通勤・通学の利用をはじめ、住民生活や社会経済活動の動脈として欠かすことのできない社会基盤であることから、引き続き、安全で安心して利用できる道路整備と維持管理に努めてまいります。

国道関係につきましては、国道478号、いわゆる「京都縦貫自動車道」の京都第二外環状道路の完成により名神高速道路と連結されます。

また、京丹波町内で進められています丹波綾部道路につきましても、平成26年度の供用を目指して鋭意進められていることから、約100キロメートルの全線供用に向けて、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

「未来への投資」として進めております（仮称）「ハイウェイテラス・京たんば整備事業」につきましては、京都縦貫自動車道の完成や、同じく平成26年度に供用予定の近畿自動車道敦賀線の完成によりまして、京阪神地域と日本海側地域を結ぶ周遊ネットワークが形成されることから、京都縦貫自動車道で唯一のサービスエリア機能を備えた地域振興拠点施設として、その実現に向けて関係機関と連携し整備を加速してまいります。

また、国道9号及び27号においては、旧町間を結ぶ幹線道路でもあることから、狭小区間や歩道未設置区間の解消など、道路利用者の安全確保のため、関係機関と連携して一層の要望活動を行いまして、未改良区間の早期事業化を求めてまいりたいと考えております。

府道の関係につきましては、ほとんどの路線が事業継続路線となっております。いずれの路線も地域間の連絡や、国道に連絡する幹線道路となっているなど、沿線住民の生活に欠かすことのできない重要な道路であり、災害時の避難道路としてもその役割は重要であることから、狭小、急カーブなど未改良箇所を早期改修に向けて、沿線住民の皆様や、促進同盟会、協議会の皆様とともに要望活動を行ってまいります。

町道関係では、町総合計画や地域からの要望をもとに、道路利用者の安全や利便性の向上につながるよう幹線道路を中心に拡幅や改良事業に取り組んでまいります。

また、橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づきまして、順次補修工事を進めてま

います。

河川整備等につきましては、畑川ダムの完成により洪水調整が図られ、治水機能が向上したことにより、流域住民の安心・安全が図られたところであります。引き続き、高屋川「藤ヶ瀬工区」改修事業について、事業進捗が図られるよう連携して取り組んでまいります。

また、土砂災害から住民の生命と財産を守る砂防事業等につきましても取り組んでまいります。

畑川ダム建設事業につきましては、今月末にダム本体工事が完成することから、今後は関係機関とともにダムの適正な維持管理に努めてまいります。

また、ダム関連事業として整備を進めています町道235号線の付替え工事も完成することから、連結します南丹市道との調整を図り供用を目指してまいります。

さらに、ダム湖畔の周辺整備につきましては、ダム完成後の景観も考慮する中で、地元地域はもとより町の活性化に寄与する施設として、関係者との十分な協議を行いながら持続可能な整備を目指してまいります。

水道事業につきましては、安心・安全な水の供給を第一に、現有施設における管理業務を徹底するとともに、丹波・瑞穂地区及び和知地区の水道施設統合整備事業を引き続き推進してまいります。

また、畑川ダムの適正な維持管理に向けての調整や、関連する施設整備計画の推進など京都府と連携して進めてまいります。

下水道事業では、財源確保と「受益と負担の公平性」の観点から、下水道使用料の適正化を進めており、安定的な経営の継続に努めてまいります。今後とも、住民の皆様の快適な生活環境を守るとともに循環型社会の構築を図るため、計画的、効率的な維持管理の徹底と施設整備事業の推進に努めてまいります。

次に、「愛」のあるまちづくりであります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、次世代育成支援後期行動計画を具体的に進めつつ、昨年8月に成立いたしました「子ども・子育て関連3法」を受け、幼児期の学校教育と保育の一体的な提供体制を確保するための「子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めてまいります。また、平成23年度から開始しました児童の預かり等の相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター事業」を推進するとともに、発達支援事業の充実に努めてまいります。

なお、保育所の運営につきましては、若い世代の就労を支援するため、平成24年度から受け入れ児童の年齢を10カ月から引き下げており、引き続き乳幼児期の教育・保育の充

実を図ってまいります。

学校教育では、児童・生徒の学力の向上を図るとともに、個性及び能力の伸長に努めてまいります。また、支援を要する児童・生徒のために学習支援員の配置を継続するとともに、豊かな心を育てる教育の観点から、演劇、音楽等の芸術鑑賞の取り組みや、読書指導員による読み聞かせの活動を引き続き実施してまいります。

平成25年度からスタートする全ての中学校での給食につきましては、成長期である中学生の食育は重要であり、栄養バランスのとれた給食を提供し、望ましい食習慣を定着させ、心身ともに健康な生徒の育成に努めてまいります。

社会教育においては、一人一人の人権が尊重され、いきいきと暮らせる社会を築くため、地域のつながりや、自然、伝統文化など、さまざまな力を活用しながら、生涯にわたる多様で自主的な学習活動を推進してまいります。また、スポーツ活動を通じて住民の健康づくりと交流機会の拡充を図るとともに、町の誇りであり大切な財産である文化財や伝統文化の保存と継承に努めてまいります。

全町開局いたしましたケーブルテレビ事業では、今後とも町内の旬な話題や身近な出来事を取り上げるなど、地域に密着した住民参加型メディアとして、豊かで快適な情報化農村の実現を目指してまいります。

また、活力ある地域づくりに向けて、地域の皆様に励まし元気づけることや、地域の課題解決に向けてともに行動するきめ細かな地域支援が求められております。今後とも、地域支援担当職員を中心に地域に溶け込み積極的な応援体制を構築してまいります。

さらに、一人一人の人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けてまして、住民要望や住民相談等に対し、きめ細かな対応を行ってまいります。

また、平成24年度から開設しました「女性のための相談窓口」につきましては、月1回の実施を継続し、関係機関と連携しながら、各種相談業務を充実させ、ぬくもりとほほ笑みのある町政を推進してまいります。

本町の豊かな自然や生活環境の保全につきましては、環境問題に関する啓発やリサイクル情報の提供に努めるとともに、生ごみ等堆肥化容器購入助成や資源ごみ集団回収事業補助金制度により、ごみの減量化や再資源化など、資源循環型まちづくりを推進してまいります。

産業廃棄物については、関係機関と緊密な連携を図り、事業者の責任において適切な処理が行われるよう不法投棄等に対する監視を強めるとともに、適正な動物飼養や空き地管理について、住民の皆様や事業者の皆様にもご協力をいただきながら、安全で快適な生活環境の維持に努めてまいります。

また、地球温暖化防止対策に加え、再生可能エネルギーの普及を推進する一助として「住宅用太陽光発電システムの設置にかかる補助制度」を継続してまいります。

最後になりましたが、これら施策の実現には、健全財政の維持、確保が不可欠であります。先に述べましたとおり、平成25年度におきましては、地方税収入の伸びが見込まれる一方、地方交付税総額は地方公務員の給与削減を前提に減額されており、増え続けます社会保障関係費の財源確保が懸念されるところであります。

本町の課題であります地方債残高の縮小につきましては、平成21年度までに実施した9億7,000万円の繰上償還をはじめ、交付税算入のある有利な地方債の活用や、新規発行債の抑制による公債費負担の適正化などにより、平成24年度末の実質公債費比率も15%台前半が見込めるなど、昨年度に引き続きまして好転する見込みであります。

しかしながら、実質公債費比率の単年度比較では、昨年度を上回るほか、常々申し上げておりますように、比率の算定に大きなウエイトを占めております普通交付税は合併特例による算定であり、平成27年度までの合併特例期間の終了を見据えた一層の財政健全化対策が必要であります。

そのためにも、土地開発公社先行取得用地の債務につきましても、同じく債務負担行為の設定期限である平成27年度までに全て解消することとし、計画的な買い戻しに取り組んでまいります。

さらに、支えあう社会の実現に必要な財源の確保に向け、「公平・透明・納得」の原則のもとに、納税者の立場に立った適正な課税と徴収に努めていかなければなりません。このため、京都地方税機構を十分機能させ、納税者の利便性を図りながら徴収率の向上に努めるとともに、公共料金の未収金対策につきましても、引き続き積極的な取り組みを進めてまいります。

あわせて、多様化した住民ニーズに応えられる質の高い行政運営のためには、職員の資質向上が重要であります。このため、職員みずから常に問題意識と目標達成に向けた意欲を持ちながら、住民満足度の向上に向けて日々切磋琢磨することはもちろん、職員研修や人事評価制度などを通じて政策形成能力の向上を図るとともに、公平公正で親切丁寧な対応に心がけ、やさしさとぬくもりを感じていただける役場づくりに、一層努めてまいります。

以上、さまざまに申し上げてまいりましたが、これら諸施策の実現は、私一人で成し得るものではございません。緊張感をもって誠実に、意思決定機関である議会や町民の皆様のご意見を伺いながら、職員と一丸となって全力を注いでまいります決意であります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

以上、平成25年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） 以上で、町長の施政方針の説明を終わります。

《日程第5、議案第1号 平成24年度 京丹波町立瑞穂学校給食センター新築工事請負契約の変更について》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第1号 平成24年度 京丹波町立瑞穂学校給食センター新築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、議案第1号であります。平成24年度 京丹波町立瑞穂学校給食センター新築工事請負契約の変更につきましては、契約金額に471万9,750円を追加し、2億3,571万9,750円とすることをお願いしております。屋根裏換気設備の設置に伴い、足場の工種変更が必要となったほか、建物周りの犬走りの設置などにより工事費の追加が必要となったものであります。

ご審議賜りまして、原案にご賛同いただけますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） それでは、議案第1号 平成24年度 京丹波町立瑞穂学校給食センター新築工事請負契約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

本件につきましては、平成24年8月10日の京丹波町議会臨時会におきまして、ご議決いただきました京丹波町立瑞穂学校給食センター新築工事請負契約の一部につきまして、変更を行うものでございます。

議案書の1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。2の契約金額でございますが、契約金額に471万9,750円を追加し、契約金額を2億3,571万9,750円とすることをお願いするものでございます。

なお、工期の変更はございません。添付いたしております工事費増減説明書をごらんいただきたいと思っております。

主な変更内容でございますが、建築工事につきましては、先ほど町長の提案説明にもございましたように、足場につきまして、脚立足場で設計をしておりましたが、換気設備の設置

位置が屋根裏という高所であることから、該当します部分を枠組棚足場に工種変更をするものでございます。

外構工事につきましては、周囲の犬走りコンクリートにつきまして、空調室外機の基礎コンクリートを兼ねておりますこと、また、沈下防止の観点から、建物躯体からの差筋によりまして一体化を図ることを考慮いたしまして、建物の新築工事とあわせて施工が適当と判断をいたしまして、追加工事を行うものでございます。

次に、資料の最後につけておりますA3判の平面図でございますけれども、先ほど説明申し上げました足場につきましては、青色の着色をいたしております。また、犬走りコンクリートにつきましては、赤色の着色をいたしております。

以上、まことに簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第1号の質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 今、説明をいただいたんですが、ちょっと何点かお尋ねしておきたいと思うんですが、つけていただいております工事費の増減説明書で、それぞれ減額の分、追加の分があるんですが、今特に大きな理由としては、建築工事のダクトの設置のことが説明でもあったわけでございますけれども、屋根裏に変更したということで、足場の費用の追加ということなんですが、もともと設計段階では、そういうことがわかっていなかったのかどうかという点を伺っておきたいと思っておりますし、それ以外にいろいろな金属工事の追加などあるわけでございますけれども、こういう内容について、当初の設計段階では確認できなかった、落ちておったということなのか、こういうことが必要となった理由というのは、どういうことなのか伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） お尋ねのダクトの設備でございますけれども、当初から屋根裏ということで設計はいたしておりました。

なお、足場のことでございますけれども、建築工事におきます内装の足場につきましては、脚立方式の足場で設計しているのが通常でございます。この給食センターにつきましても、脚立の足場ということで設計をいたしておりましたけれども、説明申し上げましたように、ダクト等の換気の設備の位置が屋根裏ということがございまして、脚立の足場では限界を超えるということから、該当します部分の全体の約65%に当たる部分でございますけれども、

これについて枠組みの足場ということで工種変更をするものでございます。

それから、内容の増加の理由ということでございますけれども、本来、建築確認の結果を設計に反映をするということでございますけれども、本工事につきましては、施工期間が限られておるということでございましたので、建築確認の指導等につきましては、並行して工事を進めながら建築確認の指導を取り入れていくということで考えてまいりました。

このため、防火区域が不要となったということがございますし、このことから鉄骨の壁下地の部分が、ボード張りが面積が減少していたわけでございますけれども、設備の配置に伴い、天井点検口等の増設が必要になったということなど、いろいろな要素がございまして、建築確認等の結果を反映したということが大きな要因でございます。

また、今回、犬走りコンクリートにつきましては、給食センター建物の主体工事を中心に、先行して発注をいたしておりますことから、空調機の基礎につきましては、個別に考えておりましたけれども、先ほど申しましたように、基礎を兼ね、あるいは犬走りの沈下防止のために建物と一体的に工事をするのが適当という判断をいたしましたもので、これらを工事して、本体工事に追加をして施工を判断したということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 説明、答弁をいただいたんですが、今、犬走りの件は、当然、そういう一体的な工事ということでよくわかるんですが、それ以外の今ありましたように、脚立を当初予定しておったけども、枠組みといいますか、足場が必要になったとか、また、中を見っておりますと、電気工事なんかでも配線とか接続の経費というようなことで、例えばここで、73万9,800円の追加になっておるわけでございますけども、そういうことが当初の設計段階の中で落ちておったといいますか、そういうことになれば設計者の責任も問われるわけなんですけども、その辺はどういうことになっておるのか、設計者の責任というのは問われないのか、足場の問題でも当然、設計者であればわかるはずだと思うんですが、その辺について考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 電気工事等の増設でございますけれども、当初、十分注意をして設計をいただいてチェックをしたということでございますけれども、中には不足をする部分等もございました。落ちていたというよりも不足部分を補ったという部分が大半でございます。追加ということでご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第1号を採決します。

議案第1号 平成24年度京丹波町立瑞穂学校給食センター新築工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第2号 京丹波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について～日程第33、議案第29号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第6、議案第2号 京丹波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから日程第33、議案第29号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計予算までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第6、議案第2号 京丹波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから日程第33、議案第29号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計予算までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、引き続きまして議長のお許しを得ましたので、説明してまいります。

議案第2号であります京丹波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴いまして、本町の対策本部の設置に関して必要な事項を定めるものであります。

議案第3号 京丹波町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定につきましては、過疎地域自立促進特別事業に必要な財源を確保しまして、円滑な事業の実施を図るため、基金を設置するものであります。

議案第4号 京丹波町企業立地促進条例の制定につきましては、町内への企業立地を促進しまして、地域経済の活性化及び町民の雇用創出を図るための奨励措置等について定めるものであります。

議案第5号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、当該法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものであります。

議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、常勤の特別職及び教育長の給料、期末手当について引き続き支給額を10%減額するものであります。

議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、管理職手当について引き続き支給額を10%減額するものであります。

議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の納期限ごとの分割金額について、最初の納期限の分割金額に合算することとされている納期限ごとの端数を千円未満から百円未満とすることにより納付額の平準化を図るものであります。

議案第10号 京丹波町ふるさと祭振興基金条例を廃止する条例の制定につきましては、基金の設置目的が終了したことにより、これを廃止するものであります。

議案第11号 京丹波町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、瑞穂学校給食センターの新設に伴い、同センターを条例に追加するものであります。

議案第12号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別事業として、不要町有施設の解体撤去を定めるとともに、過疎地域自立促進特別事業に必要な財源を確保するための基金積立を定めるものであります。

議案第13号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、特産館「和」の指定管理者

に財団法人和知ふるさと振興センターを指定するものであります。

次に、議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計予算から、議案第29号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計予算につきまして、一括してご説明申し上げてまいります。

まず、一般会計予算の総額は、113億1,800万円、前年度当初予算に比べ2.4%の減額、病院事業を含む特別会計では、主に国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計の増額要因により、80億3,113万円と前年度対比0.5%の増額となっております。全ての会計を合わせますと総額で193億4,913万円となり、前年度対比2億3,829万円、1.2%の減額となりました。

なお、一般会計予算におきましては、国の緊急経済対策に伴いまして、後日提案させていただく3月補正予算案に平成25年度に予定しておりました事業を一部付け替えておりますので、実質的には2.1%の増となるものであります。

それでは、一般会計の歳出から特徴的なものについてご説明をいたします。

総務費では、財政健全化対策に引き続き積極的な取り組みを行うこととし、財産管理事業として土地開発公社先行取得用地の買い戻しに4億3,738万円、町有地の有効活用を図るための整地工事に3,000万円及び整地にかかる支障物件の補償費に645万円、また、瑞穂地域の旧小学校の地元活用に対する支援として「町有財産有効活用支援負担金」190万円、先行取得用地活用対策基金積立事業に2億3,699万円を計上したほか、今回、新たな基金として条例制定をお願いしております過疎地域自立促進特別基金積立事業に1億円を計上しております。

また、JR和知駅の振興対策として「和知駅振興委託料」に270万円、町営バスの運行経費を補うため町営バス運行事業特別会計への繰出金7,041万円、須知高校への通学支援に町営バス利用促進補助金として205万円を計上いたしております。

このほか、協働のまちづくりを推進し、住民自治組織の育成と組織化を支援する「住民自治組織まちづくり交付金」及び「地域力向上事業助成金」に合わせて431万円を計上したところであります。

また、電算管理費では、職員用パソコンなど行政情報システムの更新事業として1億3,944万円を計上しております。

その他、継続的な事業では、合併特例債を活用した振興基金積立事業に1億6,420万円を積み立てることとしております。

民生費では、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らし、自立した生活を営むことができる環境づくりと、児童福祉における次世代育成の充

実・拡充に配慮した予算計上に努めたところであります。障害者の自立支援事業に3億2,435万円、介護保険事業に2億7,394万円、介護療養型老人保健施設運営事業に8,029万円、高齢者の在宅生活を包括的に支援する地域包括ケアシステム推進事業に1,310万円、後期高齢者医療広域連合に対する給付費負担金など、関係経費に2億5,845万円を計上いたしております。

また、本町独自の取り組みとして、子育て医療費助成事業に4,012万円、すこやか子育て祝金事業に800万円、発達支援事業に579万円、ファミリー・サポート・センター事業に500万円、子ども子育て支援計画策定準備に237万円を計上したほか、児童手当支給事業に2億306万円を計上したところであります。

また、保育所費には、みずほ保育所のテラス屋根設置工事費の402万円を含め、3億2,143万円を計上し、子どもたちの健やかな成長を支援することとしております。

衛生費では、町民一人一人の健康寿命の延伸を目指し、引き続き各種健診事業を無料で実施いたします。

安心して妊娠、出産ができる体制の確保のため、妊婦健康診査に767万円、生活習慣病予防のための特定健康診査事業に1,918万円、女性特有のがんや働く世代の大腸がん、前立腺がん検診など、その他健康診査事業に4,427万円を計上しております。

予防費では、各種予防接種をはじめ、平成25年度から定期接種化されるヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンを含めた予防接種事業に3,561万円を計上したところであります。

環境保全、地球温暖化防止など、環境衛生対策では、住宅用太陽光発電システムの設置費補助金に600万円を計上したほか、下水道会計への繰り出しを含め7,920万円、清掃費には、船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして2億7,164万円、簡易水道費には5億744万円を計上しております。

また、労働費では、緊急経済生活支援対策事業に335万円を計上し、グリーンツーリズム地域交流推進事業「あっぱれ田んぼ」の実施を通じた雇用の創出を図ってまいります。

農林水産業費につきまして、農業費では有害鳥獣対策事業に6,232万円を計上し、被害防止や捕獲施設の設置など、引き続き対策の強化を図るほか、中山間地域等直接支払事業に1億1,512万円、農地・水保全管理支払交付金事業に2,123万円を計上し、地域ぐるみの活動や営農への支援を行うとともに、農業機械導入をはじめとする農業振興事業に1,093万円、担い手と農地の問題解決に向けた京力農場プラン事業に1,835万円、特産物等作付助成などの水田農業構造改革対策助成事業に2,188万円、暗渠排水対策な

ど農地保全事業に4, 250万円を計上し、営農組織等の担い手育成や特産物の生産振興、農地の保全を図るほか、京丹波「食の郷」創造プロジェクト事業に501万円を計上し、「京丹波・食の祭典」など本町の豊かな食をテーマとした取り組みを進めてまいります。

また、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業に919万円を計上し、建物等の解体撤去に向けた設計と活用計画の策定を行うこととしております。

林業費では、林業の担い手育成や特用林産物生産振興をはじめとする林業振興対策事業に4, 416万円、森林整備地域活動支援事業に1, 027万円、森林資源の循環利用などをめざす木のぬくもり活用推進事業に500万円を計上するほか、森林管理道塩谷長谷線の開設にも8, 595万円を計上し、森林の整備保全と路網整備の推進を図ってまいります。

商工費では、企業誘致対策事業として313万円を計上し、積極的な企業誘致活動を推進するとともに、町商工会のプレミアム商品券発行事業や小規模事業経営支援事業への補助をはじめ、資金融資利子補給などの商工業振興事業に2, 207万円、融資保証料補給事業に500万円を計上し、小規模店舗や中小企業への経営支援を引き続き行うほか、消費生活相談窓口の設置と啓発事業等に150万円を計上し、安心・安全な消費生活の実現に努めてまいります。

また、京丹波町観光協会への補助として観光振興事業に800万円を計上し、夏まつり開催への助成と観光協会との連携による京丹波町ならではの観光事業を推進してまいることとしております。

土木費では、道路維持費として5, 268万円を計上しております。冬季における除雪をはじめ、道路利用者の通行に支障がないよう維持管理に努めてまいります。

道路新設改良費では、(仮称)「ハイウェイテラス・京たんば整備事業」に要する経費3億7, 500万円のほか、継続事業を含む16路線の改良費と合わせまして総額7億6, 745万円を計上し事業に取り組んでまいります。

このほか、河川維持管理事業に1, 171万円、ダム関連対策事業に、付替え町道や周辺整備計画に要する経費を含めまして7, 275万円を計上したところであります。

また、町営住宅の維持管理費に1, 368万円、木造住宅耐震改修事業や住宅改修補助金事業に1, 064万円を計上しております。

消防費では、中部広域消防組合負担金2億4, 304万円、消防団運営費に7, 329万円のほか、安心・安全なまちづくりの基盤整備に向けて消防車両更新事業に5, 065万円を計上しております。

また、「原子力防災のしおり」の作成や、避難所用パーティション、防護服、個人線量計

などの災害対策備品の整備等、防災事業に355万円を計上したところでございます。

教育費では、総額で7億2,845万円を計上しております。

全ての中学校の給食実施に当たり、学校給食費に1億3,501万円、中央公民館の屋根防水工事等に3,863万円を計上したほか、学校運営、教育振興、社会教育の推進に所要の額を計上しております。

次に、歳入についてであります。町税につきましては、平成24年度の決算見込み額と地方財政計画の指標を検討の上、過大見積もりにならないよう計上したところであります。現下の経済情勢の中にあつて、町民総所得の伸びは依然としてマイナス基調ではあります。新增築家屋にかかる固定資産税の純増や、たばこ税の市町村への税源移譲などにより、前年度比815万円増額の16億490万円を見込んでおります。

また、譲与税、交付金関係につきましては、伸び率などから推計しまして前年度比780万円減額の3億6,770万円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画では地方公務員の給与削減を前提に、前年度比3,921億円減の17兆624億円とされたところであります。

しかしながら、本町におきましては、新たな地方交付税の算定費目であります「地域の元気づくり推進費」が、自治体の給与水準や職員数削減による係数により算定されることから、交付税総額への影響は少ないものと見込んでおり、特別交付税を含めた地方交付税額は、前年度と同額の51億円を計上したところであります。

平成25年度は、施政方針で申し上げましたように私の任期の最終年度であります。「安心・活力・愛のあるまちづくり」の第一話を完結させるとともに、次のステップへの道筋をつける年度として、これまで取り組んでまいりましたきめ細かな保健福祉関係事業や、将来展望に立った活力ある社会基盤の整備、そして、健全財政に向けた土地開発公社所有地の買い戻しや経常経費の縮減など、財政健全化を念頭に福祉の増進と未来への投資を行う予算編成としたところであります。

長引く景気の低迷により個人所得も年々減少するなど、財源の確保が大変厳しい状況にありますが、「選択と集中」により、後退させてはならない住民生活に密着した行政水準の維持はもちろん、住んでよかったと思っただけの町政推進に全力を傾けてまいり所存であります。

議員各位、町民の皆様の格別のご理解、ご支援をお願い申し上げます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。

引き続きまして特別会計についてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計では、20億8,004万4,000円を計上しております。

国民健康保険は、高齢化の進展による医療費の増加に加えまして、今日の経済情勢に伴う被保険者の負担能力の低下など、構造的な課題により財政状況は一段と厳しさを増しており、国の財政支援の強化や、事業運営の広域化など、抜本的な制度改革が待たれるところであり、

また、平成25年度の国保税率につきましては、増大する医療費に対応するため、所要の税率改定も検討したところでありますが、長引く不況や現下の大変厳しい経済情勢のなか、被保険者の皆様の負担を考慮しまして据え置くことといたしました。引き続き、疾病予防、早期発見のための特定健診事業に積極的に取り組みまして、医療費の適正化対策や収納率向上対策により、公平性の確保と財政安定化を図ってまいります。

また、京都府国民健康保険広域化等支援方針に基づく共同事業等を活用し、業務の効率化を図り、安定的で持続可能な制度運営に努めてまいりたいと考えております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、2億1,623万2,000円を計上いたしております。

本会計につきましては、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料を徴収しまして、広域連合に納付する収支となっております。

なお、人間ドック助成事業には、155万1,000円を計上したところであります。

介護保険事業特別会計事業勘定では、20億2,420万円を計上しております。第5期介護保険事業計画に基づき、引き続き介護サービス給付の適正化と介護予防事業の充実を図り、自立した日常生活が営めるよう事業の円滑な推進と健全運営に努めてまいります。

サービス事業勘定では、地域包括支援センターを拠点に、介護予防支援事業の推進を図ってまいります。

また、老人保健施設サービス勘定では、1億5,350万円を計上し、施設の運営、入所サービス等の提供を行い、和知診療所の訪問機能と組み合わせまして、在宅復帰や在宅療養の支援など包括的なケアに取り組んでまいります。

水道事業特別会計につきましては、13億4,520万円を計上しております。施設の適正な管理を行うとともに施設整備を行い、安全で安定した給水環境の整備に努めてまいります。

なお、完成後の畑川ダムの適正な維持管理を目的に、ダム管理負担金として997万円を計上しております。

施設整備では、丹波・瑞穂地区で、さらに安心・安全な水の供給に向け、畑川浄水場の高度処理施設の設計に着手するほか、給水区域間を結ぶ管路の整備を引き続き進めてまいります。

また、町水道未給水区域でありました小野地区の管路整備を進めてまいります。

和知地区では、西部地区の残る配水管整備の測量設計に着手し、関係機関との調整を図りながら、配水管の新設・更新を進め、一日も早い供用開始を目指してまいります。

下水道事業特別会計につきましては、9億7,900万円を計上しております。使用料の確保と施設の効率的な運営を図り、経費縮減に努めてまいります。

施設整備事業では、公共下水道においてグリーンハイツ区の下水道管渠改善工事及び上豊田、和田地内において京都縦貫自動車道丹波綾部道路の開設により支障となる下水道管の移設工事を計画しております。

町営バス運行事業特別会計につきましては、1億30万円を計上し、スクールバスを中心に安全運行に努めてまいります。利用者の要望を踏まえたダイヤの見直しを行うとともに、特に交通弱者の利便性の向上に努め、住民の皆様から愛されるバス運行を目指してまいります。

国保京丹波町病院事業会計では、病院、各診療所の収益的収支に9億1,650万円、資本的収入に1億6,443万4,000円、支出に1億6,980万円を計上し、資本的収支に不足する536万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。病院建設事業債の償還も最中であり、引き続き厳しい経営環境ではありますが、経営の健全化と保健・福祉・医療・介護の連携強化を図るとともに、患者のニーズに応えられる地域包括医療の推進に努めてまいります。

また、医師確保につきましても、引き続き京都府や府立医大及び関係医療機関への要望や奨学金制度の活用などにより、一層安定した医療体制の確立に向けて全力で取り組んでまいります。

その他、土地取得特別会計につきましては、基金利子等の積み立てを計上したものであり、育英資金給付事業特別会計につきましては、育英基金の目的に沿う適正な給付に留意し、502万円を計上しております。

また、須知、高原、桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計につきましては、財産の管理、住民団体への助成を中心として編成したものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重に審議賜りまして、原案にご賛同いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成24年度の補正予算につきましては、後日追加提案させていただきたく思っておりますので、ご理解賜りますように、お願いをいたします。

○議長（野口久之君） これより、暫時休憩をいたします。10時45分まで。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

補足説明を担当課長から求めます。

岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） それでは、議案第2号 京丹波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

当該条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等に対する政府行動計画の実効性をさらに高め、発生時にその脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最少となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に制定されたことに伴いまして、同法第37条において準用する法第26条の規定に基づきまして、本町の対策本部の設置に関して必要な事項を定める上程をするものでございます。

この対策本部は、政府対策本部長により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたとき直ちに設置することとなります。

それでは、条例の概要につきまして説明申し上げます。

第1条では、先ほど申しました趣旨を定めております。

第2条の組織につきましては、本部長、副本部長、本部員のほか必要な職員で組織することを定めております。

なお、法第35条の規定により、本部長は町長が、副本部長は本部員の中から町長が指名することとなっております。

第3条では、必要に応じ対策本部の会議の招集をすることを、また第4条では、部を置くことができることを定めております。

本条例の施行日は法の施行日といたしております。

以上、簡単でございますが、議案第2号 京丹波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、続きまして議案第3号 京丹波町過疎地域自立促進特

別事業基金条例の制定について、補足説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、過疎地域自立促進特別事業に必要な財源を確保し、円滑な事業の実施を図るため、基金を設置するというものでございますが、具体的には老朽化などにより不要となりました町有施設の解体撤去に要する費用等の財源に、過疎債のソフト事業分を活用して積み立てを行いました基金の活用が可能ということでございますことから、今回、基金を設置いたしまして、今後必要となるそれらの財源確保を図ろうとするものでございます。

なお、この過疎債のソフト事業分と申しますのは、平成22年に過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正をされまして、新たに地域医療の確保や住民の交通手段の確保、また集落の維持活性化事業、その他住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業で、過疎計画に定めるものにつきましては、過疎債が充てられるということとなったものでございまして、これには、そのための基金積立が含まれるというものでございます。

そうしたことで、裏面の条例案の第1条には、そうした設置目的を記載しているところでございます。

なお、基金積立の計画につきましては、別に提案をさせていただきます過疎地域の変更議案の中で説明をさせていただくこととなりますけれども、平成25年度から平成27年度にかけて、各年度1億円の積み立てを予定しておるところでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） それでは、議案第4号 京丹波町企業立地促進条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

説明は、条例に沿ってさせていただきます。

まず、第1条では、制定の目的を規定しております。企業立地によります地域経済の活性化及び雇用の確保を図ることを目的としております。

第2条では、それぞれ用語の定義を規定しております。

第3条では、この条例による奨励措置の対象となる事業所を規定しております。対象となる事業所につきましては、公害の発生するおそれのないもの、または公害発生の未然防止に必要な措置が確実に講じられるものであって、一つ目に、投下固定資産の取得価格の合計額が3,000万円以上であること。二つ目に、常用の雇用者数が、新設は5人以上、増設及

び建て替えは3人以上増加であること。三つ目に、常用の雇用者のうち、新規に雇用される町民が一人以上であること。これら全てに該当するもののうちから、「町長が適当と認めたもの」と規定しております。

第4条につきましては、指定の申請について規定しております。

第5条から第7条につきましては、奨励措置を規定しております。

奨励措置につきましては、二通りございまして、一つは、企業立地奨励金でございます。町内への企業立地を促進するための措置でございまして、その土地の固定資産税相当額で、町長が認めた額を3年間交付するものでございます。

ただし、過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の適用を受けるもの、要約して申し上げますと、その条例で、製造の事業、または情報通信技術利用事業、あるいは旅館業のための一定の設備設置にかかる固定資産税は、3年度分課税しないという措置が、その条例でございまして、これに該当したものについては、この条例は適用しないということとしております。

もう一つは、雇用促進奨励金でございます。町民の雇用を促進するための奨励措置でございまして、操業開始に伴い1年以上、新規に雇用する町民一人につき、15万円、30万円を限度、つまりは20人以内を限度として1回限り交付するものでございます。

第8条につきましては、奨励金の交付について規定しております。

なお、町税を滞納しているときは、交付はいたしません。

それから、第9条以降につきましては、変更の届出、指定の継承、取消等について規定しております。

最後に、附則でございしますが、この条例は公布の日から施行し、丹波町企業立地促進条例は廃止することといたします。

以上、議案第4号の補足説明を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第5号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げたいと思います。

提案理由につきましては、説明にございましたとおり、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、関係条例の整理を行うものでございます。

まず、この法律の概要であります、「障害者自立支援法」の題名を障害者の日常生活及

び社会生活を総合的に支援するための法律、通称「障害者総合支援法」に改めるというものでございます。このほか、障害者基本法を踏まえましたが基本理念を新たに設けること。また、障害者の範囲に、難病等を加える。

さらに、これまで障害程度区分としておりましたものを、障害支援区分に改めること。また、重度訪問介護の対象に重度の知的障害者、精神障害者を加えること。さらには、ケアホームをグループホームに統合する。そういったことなどが講じられるものでございます。

そして、この法律の施行に伴いまして、本町の条例に影響がございますのが、この法律を条文中に引用しております三つの条例でございます。一つは、京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例。それから、京丹波町国民健康保険条例。三つ目には、京丹波町消防団員等公務災害補償条例でございます。それぞれ所要の改正を行うというものでございます。

内容につきましては、新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1条につきましては、京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の規定でございます。

下線を入れております第10条の2第1項第2号中の障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正するものでございます。

これは、平成25年4月1日に施行いたします。

次に、めくっていただきまして第2条でございますが、これは、第1条と同じ第10条の2第1項第2号の中の第5条第12項を第5条第11項に改正するというものでございますが、第2条による改正につきましては、法律の一部が1年おくれで施行されるために、その部分につきましては、条例も1年おくれの、平成26年4月1日に施行することとなります。

したがって、先ほど申しました第1条と、この第2条に分けて改正する必要があるということでございまして、第10条の2第1項第2号中の法律名につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正された上での改正ということになるわけでございます。

なお、第5条第12項を第5条第11項に改正するのは、引用しております同法律の改正に伴う条項ずれに対応するためのものでございまして、内容が改正されるというものではございません。

次に、めくっていただきまして、第3条でございますが、京丹波町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第1条と同じく引用しております法律名、それから、この条例

では施行令も引用しておりますために、施行令の題名も改正をするというものでございます。

さらに条ずれの部分を改正するというものでございます。

なお、施行日は平成25年4月1日であります。

次に、めくっていただきまして、第4条及び最後のページの第5条につきましては、京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございますが、これにつきましては、先にご説明をいたしました京丹波町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正と同様の改正でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

次に、議案第6号でございます。

京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由にございますように、厳しい財政状況に鑑みまして、町長、副町長の給料及び期末手当を平成25年度におきましても、引き続き10%減額をするというものでございます。

次に、議案第7号でございます。

京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務期間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、教育長の給料及び期末手当につきましても、引き続き10%減額するというものでございます。

なお、町長、副町長、教育長の減額分につきましては、合わせまして年間で約310万円となるところでございます。

続きまして、議案第8号でございますが、京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、管理職手当につきましても、引き続き10%減額するというものでございます。

現状の管理職で試算をいたしますと、対象者は28名、年間で約131万円の減額となるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） それでは、議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

議案の最終のページ、説明資料をごらんいただきたいと存じます。

現在は、中ほど改正前の欄のとおり、国民健康保険税の普通徴収の納期ごとの分割金額につきましては、地方税法第20条4の2第6項の規定によりまして、1,000円未満の端

数があるときは、その端数金額は全て最初の納期限にかかる分割金額に合算するものとしております。これを、今回の改正におきまして、同項ただし書きの規定を活用し、国民保険税条例に新たに第12条の2を加えるものでございます。

改正後の欄、右のほうですけれども、普通徴収の方法によって徴収する国民保険税について、その納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、またはその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額、またはその金額は全て最初の納期にかかる分割金額に合算するものでございます。

具体的には、上記表の例で申しますと、太枠の部分、第4期、7月分でございます。改正前が1万1,000円でありましたものが、改正後2,900円ということで、7,200円の減ということになります。第5期から第12期につきましては、改正後によりますと、2,900円ということで、全て平準化されるというものでございます。

特に、年金生活の納税者の皆さんからご意見、ご要望をいただいた中で、少しでもご負担いただきやすい方策ということで、検討をさせていただいたものでございます。ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 続きまして、議案第10号 京丹波町ふるさと祭振興基金条例を廃止する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

この基金につきましては、昭和52年に旧和知町で制定をされました「ふるさと祭振興基金積立金の設置管理及び処分に関する条例」により、積み立てられておりましたものを、合併後、京丹波町ふるさと祭振興基金として管理をしてきたものでございますが、平成23年度及び平成24年度におきまして、この基金200万円でございますけれども、これを利用して和知ふるさと祭りが盛大に開催をされたところでございます。本年度をもって基金もなくなりますことから、これを廃止するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 議案第11号 京丹波町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本件の提案理由につきましては、瑞穂学校給食センターの新設に伴い、同センターを条例に追加するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

改正をいたしますものは、第2条の表に、名称「京丹波町立瑞穂学校給食センター」、位

置「京丹波町橋爪桧山157番地 他」を追加するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成25年4月1日からとするものでございます。

以上、まことに簡単ですが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 議案第12号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、補足説明を申し上げます。

先ほど提案説明がありました議案第3号 京丹波町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定にかかわり、京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更をお願いするものであります。

平成22年4月に、過疎地域自立促進特別措置法の改正によりまして、特別措置の拡充、いわゆるソフト事業分が過疎対策事業債の対象として認められることになったところであります。

今回、住民が将来にわたり安全に安心して暮らせることのできる生活環境の実現に向けて、老朽化等により不要となった町有施設の解体撤去を行う必要があることから、京丹波町過疎地域自立促進市町村計画に不要町有施設の解体撤去を定めるとともに、過疎地域自立促進特別事業に必要な財源を確保するための基金積立を事業計画の中に定めるものでございます。

具体的な変更内容につきましては、変更箇所を抜粋いたしました京丹波町過疎地域自立促進市町村計画（変更）の別紙資料にて説明をさせていただきたいと思っております。

説明資料の1ページからごらんください。左側には変更前、右側の欄には変更後の内容を記載しております。

追加事業は二つありまして、下線部分に変更箇所でございます。

まず、一つ目には、1ページから3ページまでの4. 生活環境の整備の事業区分中（1）現状と問題点、（2）その対策、（3）計画の中に、不要町有施設の解体撤去を、それぞれ追加して定めるもの。

二つ目は、4ページから6ページまでの10. その他、地域の自立促進に関して必要な事項の事業区分（1）現状と問題点、（2）その対策、（3）計画の中に、基金積立をそれぞれ追加して定めるものでございます。

また、7ページには、この二つの事業追加に伴い、過疎地域自立促進特別事業分について取りまとめたものでございます。

8ページには、今回の変更にかかわる概算事業費について、変更前と変更後で一覧しておりますので、ご参考にしていただきたいと思いますというふうに思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 議案第13号の補足説明に入ります前に、先ほど申し上げました議案第4号の補足説明につきまして、訂正がございますので、よろしくお願いいたします。

議案第4号 京丹波町企業立地促進条例の制定につきまして、第7条の雇用促進奨励金の説明でございますが、町民一人につき15万円、30万円と申し上げましたが、正しくは300万円を限度とするということで、訂正しおわび申し上げます。

それでは、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定につきまして、補足説明を申し上げます。

特産館「和」につきましては、農林産物の直売、食材の利用など、この施設を拠点に旧和知町の産業活性化を図ることを目的として、平成10年4月に設置されたものでございます。

施設の管理につきましては、開設当時から現在まで、財団法人和知ふるさと振興センターに委託しております。そのうち平成19年4月からは、指定管理者として管理を委託しまして、2期6年目という状況でございます。

このような中で、2期目の指定管理が平成25年3月31日をもって終了することから、今回、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第5条第1項第3号の規定「施設の目的、規模、機能等を考慮した結果、特定の団体に管理を行わせることが特に必要と認めるとき」という特例規定を適用しまして、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間、引き続き財団法人和知ふるさと振興センターを指定管理者に指定することについて、議決をお願いするものでございます。

財団法人和知ふるさと振興センターは、都市住民との交流、特産品の開発・販売、観光事業の推進と農林水産業等、地場産業の振興など、幅広い活動を行い、豊かで活力ある農村社会の創造と住民福祉の向上を図ることを目的として、和知町をはじめ、和知町農業協同組合、和知町森林組合が出資して、昭和63年6月に設立された公益法人でございます。

主な事業といたしましては、特産館「和」の管理運営のほか、中山間地域の農業の担い手として、作業受託事業、道路情報センター等、国土交通省道の駅施設の管理、わち山野草の森の管理でございます。

公募を行わず、特例を適用する理由といたしましては、和知ふるさと振興センターの運営管理によりまして、特産館「和」は、和知地域の特産物販売や野菜市など、地元住民をはじめ都市住民との交流の拠点として、町内外の多くの人々から人気を博しており、大勢の来店

客でにぎわっているところでございます。

こうした結果、地元住民の収入の増や、生きがづくり、農林水産業を中心とした地域の振興・発展、さらには雇用の確保に貢献していただいております、引き続き管理をお世話になることが最適であると判断させていただきました。

また、指定管理の期間を3年としております。期間中に京都縦貫自動車道「丹波綾部道路」の完成を控えておまして、社会情勢の変化による影響などを勘案し、区切りといたしまして3年後が適当であると判断させていただいたところでございます。

議案のほかに資料をつけさせていただいておりますので、申しあげました補足説明につきましても、そこに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

以上、補足説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計予算について、補足説明を申し上げさせていただきます。

まず、平成25年度の一般会計の予算総額につきましては、113億1,800万円と定めさせていただくものでございまして、前年度比2.4%の減となっております。

なお、提案理由説明にございましたように、国の緊急経済対策による大型補正を受けまして、平成25年度事業を平成24年度に一部つけかえをしておまして、後日、補正予算案を提案させていただくところでございますが、この部分が約5億2,500万円程度でございますので、実質的には、前年度比2.1%の増となるということで、過去最大規模の予算といえるのではないかなというふうに思っております。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

10ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございます。

事項といたしましては、一つには、子ども・子育て支援事業計画策定事業にかかる費用でございます。これは、提案理由説明にもございましたが、昨年8月に成立をいたしました「子ども・子育て関連3法」を受けまして、幼児期の学校教育と保育の一体的な提供体制を整備するために、地域での子ども・子育てにかかるニーズを把握し、給付や事業の需要見込量、提供体制の内容、実施時期等を定めるものでございまして、平成27年度からの5カ年間の計画ということになっております。

このために、平成25年度には、ニーズ調査を行いまして、平成26年度に計画を策定す

るということとしておりますために、その平成26年度に必要な経費260万4,000円につきまして、債務負担行為を設定させていただくというものでございます。

二つ目でございますが、地域振興拠点整備事業といたしまして、(仮称)「ハイウェイテラス・京たんば整備事業」の平成26年度事業分として、7億5,600万円を計上させていただいております。

これにつきましては、昨年11月の臨時議会におきまして、総額7億9,000万円の債務負担行為をお認めいただきまして、現在、その事業者選定を行っているところでございます。

しかしながら、契約につきましては、DBO方式での一括発注となりますために、事業者の選定後に、事業者が運営会社となるSPCといわれる特別目的会社を設立し、その後に基本契約と設計、建設工事請負契約、そして維持管理契約を同時に締結するということとなりますために、年度内の契約というのは困難ということで、平成25年度の契約締結となる予定でございます。

したがって、11月にお認めいただいた債務負担行為は執行するということとなりますために、平成25年度予算におきましては、平成25年度に執行する予算のほかに、平成26年度に必要な工事費等について、改めて債務負担行為を設定させていただくというものでございます。

次に、11ページからの第3表の地方債でございます。

それぞれの歳出事業の財源として発行させていただくものと、臨時財政対策債の発行をお願いするものでございます。

総額につきましては、12ページのほうに書いてございますけれども、12億9,780万円でございます。前年度比では3億2,170万円の減額となっておりますところでございます。

戻っていただきまして、合併特例債につきましては、2億6,720万円を計上しております。これは前年度比4,030万円の増となっております。これは平成25年度におきまして、和知保健センター及び和知歯科診療所の改修、さらに中央公民館の屋根改修を予定をしております。これらに充てるために増加要因となったところでございます。

また、過疎対策事業債でございますが、5億7,080万円を計上しております。前年度比3億4,790万円の減となっております。これは主に、平成24年度におきましては、学校給食センターの整備、蒲生野中学校改修工事、山村開発センター屋根改修工事等がございまして、これらを実施しましたことから大きな減額となったものでございます。

なお、議案第3号でお願いをいたしております京丹波町過疎地域自立促進特別事業基金の積み立てに1億円を計上させていただいたところでございます。

なお、交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債は、4億5,530万円を予定しておりまして、全ての発行額の中の交付税算入額につきましては、10億627万円を推計いたしております、77.5%の算入率となるところでございます。

次にページをめくっていただきまして、事項別明細書の歳入の5ページをお願いしたいと思います。

税の関係でございますが、まず、町民税の均等割でございますけれども、税率は3,000円、納税義務者数につきましては6,905人、それから家屋敷分ということで120件を見込んでおりまして、徴収率は97%といたしまして2,044万3,000円を計上しております。

個人の所得割につきましては、税率6%でございます、課税の基礎となる総所得につきましては、これまでの経過や経済情勢等勘案をいたしまして、平成24年度所得のマイナス2.9%といたしまして推計したところでございます。

しかしながら、住宅ローン控除分等を差し引いた結果、個人町民税の現年分については476万円余りの減となる4億4,846万2,000円の計上といたしております。

また、その下の法人税でございますが、均等割につきましては、358法人を見込んでの計上でございます。

法人税割につきましては、平成24年度の決算見込額のマイナス10%で推計をいたしております、497万円余り減額の7,067万1,000円の計上としております。

次に、固定資産税につきましては、特に今、家屋につきましては、新增築家屋の増加によりまして、690万円余りの増となっております。

また、償却資産につきましては、平成24年度の決算見込みから過去3カ年の平均の伸び率により算定をしておりますが、過疎法による課税免除の終了する事業者がございまして、152万円余りの増額となっているところでございます。

次に、6ページの軽自動車税でございますが、課税台数を1万1,170台として推計をしたものでございます。低燃費の軽乗用車の台数が増加をしております、113万円余りの増としているところでございます。

その次の町たばこ税でございますが、平成24年度の決算見込みと、平成25年度からの税源移譲をもとに算定をいたしております。本数につきましては、健康志向等を反映して減少しておりますけれども、税源移譲によりまして、現在の1本当たり4,618円が5,2

62円となるということで、502万5,000円の増としておるところでございます。

以下、地方譲与税から各種の交付金が続くわけでございますけれども、これらにつきましては、京都府の試算資料に基づいて計上させていただいたものでございます。

次に、8ページでございますが、3段目の地方交付税でございます。

まず、算定の基礎となります基準財政需要額であります。地方公務員の給与削減を前提といたしました交付税減額の影響額につきましては、示された算定式によりますと、本町では約7,630万円程度減少する見込みであります。

一方、この減額に対応しましてラスパイレス指数や職員数の削減などの行革実績に応じて配分されます地域の元気づくり推進費という新たな臨時費目におきましては、約7,380万円が見込まれるというところございまして、今回の国の給与削減にかかわっての交付税削減の影響額といたしましては、その差、約250万円程度になるのではないかとというふうに見込んでおります。

しかしながら、主に起債の償還に対しまして、交付税算入されます額が起債残高の縮小によりまして、約5,800万円ほど減少するというところで、本来は喜ぶべきところでございますけれども、基準財政需要額は前年度に比べて約6,890万円の減となるところであります。

これに、交付税の振り替え措置である臨時財政対策債の増額分でありますとか、交付税検査における錯誤額等を増減をいたしまして推計いたしますと、普通交付税につきましては、平成24年度実績から約5,000万円程度の減となる49億4,000万円程度となるのではないかとというふうに、現時点では考えておるところでございます。

そうした推計をもとに、一定の財源留保も検討する中で、今回、当初予算につきましては、前年度と同額の46億5,000万円を計上させていただいたところございまして、特別交付税につきましても、同額の4億5,000万円を計上させていただいたところでございます。

次に、下段の分担金及び負担金からの特定財源の関係でございますが、それぞれ積算根拠を十分ではございませんけれども、説明欄に記載をさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

少しページを飛ばしていただきまして、32ページをお願いいたします。

下段の基金繰入金でございますが、二つ目でございますが、財政調整基金につきまして、今年度は4億2,872万7,000円を計上させていただいております。

これは、次の先行取得用地活用対策基金繰入金と関連をするわけでございますが、土地開

発公社先行取得用地の債務の解消に向けまして、本年度も蒲生野地内のまちづくり推進事業用地の土地購入費として4億3,738万1,000円を計上させていただいておりますが、その財源として、次の先行取得用地活用対策基金繰入金を全額充当するわけでございますが、その基金残高が平成24年度末で約2億円ということに減少しておりますために、利子分を除きまして不足する部分といたしまして2億3,600万円余りを財政調整基金から取り崩しまして、先行取得用地活用対策基金に積み立てるというものでございます。

そのほかに、行政情報システムの更新事業、あるいは町有地の整地工事などの財源に充てるというものでございます。これが、財政調整基金の繰り入れでございます。

なお、先行取得用地活用対策基金繰入金の関係であります。平成25年度に買い戻す土地につきましては、今申し上げました蒲生野地内のまちづくり推進事業用地でございますが、昨年10月に買い戻しを行いました国道27号の通称競馬坂付近の和知方面に向かって右側でございますけれども、そこにある残りの土地1万1,351平米でございますが、これを買い戻しますと、土地開発公社の債務につきましては、平成25年度末には予算ベースでございますが、3億6,734万7,000円となる見込みでございます。

次に、33ページでございますが、鳥インフルエンザ対策関連事業整備基金繰入金といたしまして850万円を計上しております。懸案事項であります跡地整備に向けまして、建物等の解体撤去に向けた設計費に充当するものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、歳入予算の補足説明とさせていただきます。

次に、歳出の予算でございますけれども、40ページからとなっておりますが、めくっていただきまして46ページをお願いいたします。

まず、総務費の財産管理費でございますが、47ページの工事請負費の説明欄の町有地整地工事3,000万円でございますが、これは、先ほど基金繰入の説明で申し上げましたが、土地開発公社から買い戻しを行う予定の蒲生野地内のまちづくり推進事業用地の関係でございます。昨年10月に買い戻しを行った土地を合わせますと、約2.4ヘクタールの広大な土地になるところでございます。

この土地を今後、まさに、まちづくり推進事業用地として有効活用をしていくために、一定の整地を行うこととしたものでございます。

そして、次の欄の公有財産購入費でございますが、その買い戻す土地の購入費でございます。

それから、二つ下の欄でございますが、補償補填及び賠償金の物件等補償費の645万4,000円でございますが、これも、今回買い戻す土地にかかわるものでございまして、買い

戻す土地の上に個人所有の農機具倉庫、また簡易な住宅が存在をしております、住宅については登記もされているということでございます。

このために、所有者と面談をさせていただきまして、当時の状況等を調査いたしました結果、いずれも用地取得したときに、これら建物の補償がなされていないということが判明をいたしまして、今回補償をさせていただくというものでございます。

そうしたことで、現在までこうしたことが整理できていなかったということで、申しわけなく思っておるところでございます。

次に、48ページでございます。

1行目の先行取得用地対策基金積立金は、歳入で説明をさせていただいたとおりでございます。

また、次の過疎地域自立促進特別事業基金積立金につきましては、第3表の地方債の過疎対策事業債で説明をさせていただきましたが、今回、提案させていただいております議案第3号と議案第12号に伴う予算でございます、過疎債のソフト事業分として1億円を積み立てるというものでございます。

次に、少しページを飛ばさせていただきます、54ページをお願いいたします。

電算管理費でございますが、事業項目の一番下の行政情報システム更新事業1億3,944万3,000円でございますが、これも財政調整基金を充当するものということでございますけれども、これにつきましては、役場のパソコン等のネットワークシステムの更新事業でございますが、町合併時に整備をいたしました現在のシステムが、耐用年数も過ぎまして老朽化をしております。

そうしたことで、平成24年度と平成25年度の2カ年で整備をすることとしておりまして、平成24年度には、サーバー類でありますとかシステムの再構築を行っておるところでございます。平成25年度にパソコン、それからプリンター等の機器を更新するという予定でございます、内容といたしましては、パソコンが320台、プリンターは27台の更新となる予定でございます。

59ページをお願いいたします。

1段目でございますが、徴税費の負担金補助及び交付金で、真ん中ほどでございますけれども、京都地方税機構負担金といたしまして職員人件費やシステム経費にかかる負担金といたしまして1,533万円を計上させていただいております。現在も、本町から3名の職員を派遣しているというところでございます。

次に、61ページでございますけれども、選挙費でございますが、下段には7月の参議院

議員通常選挙の執行経費、また62ページ、63ページには、町長選挙、町議会議員選挙の執行経費を計上させていただいたところでございます。

それから、次に、67ページをお願いいたします。

下段の民生費の障害者福祉費であります、6,770万1,000円の増額となっております。

障害者自立支援事業における日中活動系サービスといわれております生活介護等が大幅に増加しておるというところでございます。

次に、71ページでございますが、71ページからは、老人福祉費でございますが、4,146万3,000円の増額としております。

これは、主に72ページに書いてございます事業項目の下から三つ目でございますが、老人保健施設サービス勘定繰出事業が8,029万7,000円というふうなことで、3,900万円余り増加をしております。

これは、平成25年度から、これまで京丹波町病院会計で計上しておりました和知診療所の医師等の給与等につきまして、実態に合わせまして、老人保健施設サービス勘定へ組みかえるとしたことによるものでございます。

また、事業項目の下から二つ目の地域包括ケアシステム推進事業であります、1,310万9,000円を計上しております。

この事業につきましては、医療、介護、福祉の連携強化により、高齢者が安心して在宅生活をおくることができる包括的なシステムを構築するというものでございますが、平成25年度におきましては、昨年開設をいたしました11カ所の介護よろず相談所の相談業務委託料として567万円を計上させていただいたほか、73ページの負担金補助及び交付金の中ほどでございますが、地域介護サービス確保事業助成金といたしまして250万円を計上しております。

これは、昨年度に引き続き、京都府のモデル事業として訪問介護、訪問リハビリにかかる運営費の助成を行うというもので、中山間地域における訪問介護、看護等の介護サービスの向上を図るというものでございます。

次に、75ページでございますが、児童福祉費の事業項目の下から二つ目の児童手当支給事業2億306万円でございますが、これにつきましては、中学生までの児童、延べ1万8,144人を推計して計上させていただいたものでございます。

また、下段の委託料の説明欄でございますが、ファミリーサポートセンター事業委託料500万円につきましては、多様な子育て支援サービスの充実を図るといった目的で、平成2

3年10月から実施をさせていただいておりますが、児童の預かり等の総合支援活動を社会福祉協議会に委託して実施をするというものでございます。

また、その下の子ども・子育て支援計画策定業務委託料237万3,000円につきましては、債務負担行為でご説明を申し上げましたが、幼児期の学校教育と保育の一体的な提供体制を整備するための計画策定のために、平成25年度に実施します地域での子ども・子育てにかかるニーズ調査のための業務委託料を計上させていただいたところでございます。

次に、77ページでございますが、保育所費でございます。

保育所費には、総額で3億2,143万6,000円を計上しております。3保育所で入所児童は254人を見込んでおりまして、所要の経費を計上させていただいております。

少しページを飛ばさせていただいて82ページをお願いいたします。

保健事業費でございますが、本年度におきましても、各種の健診事業等を実施してまいります。特に、特定健診の受診率につきましては、平成23年度で48.2%ということでございますが、京都府では2位というふうに聞いておりますが、そういった受診率になっております。

平成25年度から始まる第2期計画の目標につきましては、現在の65%から60%に変更されるように聞いておりますが、今後ともその他の健診事業も含めまして、受診率の向上に向けて受診しやすい体制づくりや啓発に努めることとしております。

次に、85ページをお願いいたします。

85ページの事業項目の最下段の新エネルギー導入促進事業でございますが、600万8,000円を計上しております。

これは、平成22年度から実施しております住宅太陽光発電の設置補助でございますが、1キロワット当たり3万円の補助で、上限は12万円でございます。

平成24年度におきましては、これまでに49件、550万円余りの補助金決定を行っておりますが、地球温暖化防止でありますとか、再生可能エネルギーの推進等の状況から、今後におきましても増加していくのではないかとというふうに考えておりまして、平成25年度におきましても、おおむね50件分を計上させていただいたところでございます。

86ページでございますが、診療所費でございます。4,147万4,000円の増額となっておりますが、これにつきましては、病院事業運営補助金につきまして、昨年の医師確保に伴う人件費が、平成24年度の当初予算には組めていなかったということで、そうしたことで増加をしておるということでございます。

次に、少しページが飛びますが、92ページをお願いいたします。

農業費の農業振興費であります。事業項目も大変多くございまして、個々に増減はあるというわけですが、特に93ページの事業項目の上から三つ目の有害鳥獣対策でございますが、前年度比では2,415万円の減となっております。

有害鳥獣対策につきましては、年々事業費が増加をしていたところでございますが、平成25年度におきましては、金網フェンス等の国庫補助事業に取り組まれる団体数が、現在のところ平成24年度の半数の8団体というふう聞いてございまして、また、町単費事業におきましても、14団体から9団体に縮小したということから減額となっております。

なお、新たな取り組みといたしまして、AIゲートという自動捕獲施設を試験導入することとしてございまして、これはあらかじめ設定した頭数のシカが、柵に入った時点でゲートが自動的に閉まって捕獲すると、そういった装置でありまして、瑞穂地区の梅田地域振興会のほうで実験する予定でございます。

次に、事業項目の中ほどの京丹波「食の郷」創造プロジェクト事業501万9,000円でございますが、平成25年度も丹波自然運動公園と須知高校を会場に、食の祭典を実施することとしております。

このイベントが、本町のシンボリックな祭りとなるように、取り組むということでございます。

また、事業項目の下から二つ目でございますが、昨年取り組んでおります京力農場プラン事業でございますが、内容といたしましては、新規就農者の支援といたしまして、45歳までの方が、農業経営を開始した場合に、最初5年間、年150万円を支給する青年就農給付金、また、プランに沿った農業機械等の施設整備に対する補助金等ございまして、青年就農給付金には9名、施設整備には3団体を予定しているところでございます。

また、次のほんまもん京ブランド産地支援事業につきましては、JAほうれんそう部会が取り組まれるパイプハウス17棟及び高温防止対策用の遮光資材の導入補助でございます。

次に、95ページでございますが、下段の畜産業費でございますが、前年度比920万円の増となっております。

内容といたしましては、次のページでございますが、事業項目の二つ目でございますが、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業といたしまして、919万6,000円を計上しております。主には、13節の委託料でございますが、建物の解体撤去にかかる測量設計監理業務等を委託料として850万円を計上したところでございます。

次に、97ページの農地費でございますが、事業項目の下から三つ目の農地保全事業4,

250万円につきましては、国庫補助事業でございます農業体質強化基盤整備促進事業といたしまして、64カ所の要望のある暗渠排水工事に2,900万円、また、98ページの負担金補助及び交付金の農林漁業事業補助金でございますが、各農家組合や水利組合から要望のある用水路や農道補修など12カ所分の補助に900万円を計上させていただいたところでございます。

次に、少しページを飛ばしていただきまして、103ページをお願いいたします。

林業費の林業振興費であります。これも数多くの事業項目がございますが、それぞれ増減があるわけではございますが、特に事業項目の1番目の、林業振興対策事業でございますが、このうちページは105ページになりますけれども、説明欄の2行目でございますが、特用林産物生産振興助成金として3,000万円を計上しております。

これは、瑞穂農林が整備をいたしますホンシメジ製造施設にかかる国の補助金でございます。2分の1の補助金となっております。

また、103ページに戻っていただきまして、真ん中から少し下の森林管理道開設事業でございますが、平成24年度に引き続きまして、和知地区の塩谷長谷線の開設事業に8,595万3,000円を計上しております。平成25年度におきましては、計画延長4,700メートルのうちの1,000メートルを計画させていただいております。

また、事業項目の一番下の木のぬくもり活用推進事業でございますが、500万3,000円を計上しております。

平成25年度におきましては、具体的な事業といたしまして、瑞穂支所及び和知支所にまきストーブを設置いたしますとともに、新たにまきストーブの導入補助要綱を制定をいたしまして、10万円を上限に設置費の3分の1を補助することといたしておるところでございます。

次に、107ページでございますが、商工費の商工振興費の負担金補助及び交付金の一番下でございますけれども、平成25年度におきましても、商工会のプレミアム商品券発行につきまして補助することとしております。

プレミアム商品券につきましては、平成25年度も昨年同様、プレミアム部分が70万円の総額770万円の発行を計画されておることといたしまして、プレミアム部分と印刷・広告費の額の4分の3を補助することとしております。

次に、109ページでございますが、観光費の負担金補助及び交付金の一番下でございますが、町観光協会運営補助金に800万円を計上しております。

平成25年度におきましては、旧町ごとに実施されております夏祭りにつきまして、京丹

波町の夏祭りとして連携をいただくというふうなことを目的に、新たに京丹波夏祭り連絡協議会助成金として200万円を追加して800万円とさせていただいたところでございます。

次に、112ページをお願いいたします。

下段の道路橋りょう費の道路新設改良事業でございますが、総額で7億6,745万4,000円を計上させていただいております。

前年度比では、1億7,430万3,000円の減となっておりますが、主な内容といたしましては、113ページの3段目の委託料の測量設計監理業務等委託料が8,540万円、工事請負費が16カ所を中心といたしまして6億3,150万円、土地の購入が5カ所で2,530万円、また、京都府の施工工事に対する負担金が1,000万円ということ。

それから、114ページでございますが、物件補償の関係では4カ所で1,050万円というふうな内容となっております。

このうち、ハイウェイテラス京丹波整備事業に要する経費につきましては、3億7,500万円ということで予定をしているところでございます。

この内訳につきましては、平成25年度は調整池と散策路のほかに、施設周辺道路の整備を計画しておりまして、補償費が500万円、測量設計等委託料が4,500万円、工事請負費といたしましては3億2,500万円を予定しているところでございます。

次に、114ページの河川費でございますが、水資源開発対策費のダム関連対策事業でございますが、京都府施行の町道235号線の改良工事が平成24年度で終了をいたしますことから、負担金が減額となりまして、8,584万円の減額となったところでございます。

なお、町施行分といたしまして4,500万円を計上したほか、ダム周辺整備にかかる基本設計に1,200万円、周辺整備工事としてあずまや等の整備に1,000万円を計上させていただいたところであります。

次に、117ページをお願いいたします。

消防費でございますが、まず、常備消防費につきましては、広域消防組合負担金として、平成24年度実績により計上しております。

次の非常備消防費には8,661万3,000円を計上させていただいております。平成24年度は、消防の操法大会の開催年であったということや、また、はっぴを新調いたしましたことなどから2,000万円余りの減額となっているところであります。

119ページの消防施設費につきましては、防火水槽5基分を緊急経済対策による平成24年度補正に付け替えることとしておりますことから減額となっております。

なお、消防車両更新事業につきましては、救助資機材搭載型積載車1台、小型ポンプ付積

載車5台を更新することとしております。

また、次の防災費であります。最下段の委託料の測量設計監理業務等委託料262万5,000円につきましては、現在使用しております防災の無線機が、旧町のときの設備でありまして、通信範囲が限られているということと、非常に老朽化をしております。

したがって、災害現場や災害対策本部との通信確保のために、デジタル移動系の防災行政無線の基本設計を行うということとしております。

次に、次のページ120ページでございますが、1行目でございますけれども、備品購入費の防災備蓄備品であります。乾パンでありますとか、飲料水等の年々更新が必要な物資のほかに、今回原子力防災対策として、避難所用の間仕切りパーティション、防護服、個人線量計を計画的に購入していくということにしておりまして、平成25年度におきましては、防護服を40着、個人線量計は10個、間仕切りパーティションにつきましては20区画分を予定しているところでございます。

次に、下段からの教育費でございますが、少しページを飛ばしていただきまして、128ページをお願いいたします。

中学校費の学校管理費であります。前年度比6,650万9,000円の減額となっております。平成24年度におきましては、蒲生野中学校の屋根の改修工事や瑞穂中学校の受電設備の工事等を実施しました関係から大きな減額となったところであります。

次に、また少しページを飛ばしていただきまして、139ページをお願いいたします。

1行目の公民館費の工事請負費でございますが、中央公民館改修工事費として3,369万3,000円を計上しております。老朽化に伴いまして、雨漏りがしておりますことから、これまでたびたび応急的な修繕はしてきたところでございますが、大規模な修繕に取り組むということで、今回計上させていただいたところであります。

次に142ページをお願いいたします。

下段の学校給食費であります。前年度比2億4,586万円の減額となっております。ご承知のとおり、平成24年度は瑞穂学校給食センターの整備費を計上しておりましたために、大幅な減額となっているところでございます。

現在、4月からの給食実施に向けまして、専任の職員を配置いたしまして、その準備に当たっているところでございます。

また、144ページからは、災害復旧費でございます。それぞれの突発的な災害に備えたものでございますが、145ページの土木の施工分につきましては、平成24年度に京都中央テクノパークに隣接する町所有地の地すべり対策費用を計上しておりましたために、大き

な減額となっておるところでございます。

最後に、145ページの中段の公債費の関係でございますが、元金償還分といたしまして13億6,616万6,000円、利子分といたしまして1億9,593万7,000円を計上しております。

なお、予算書の最後のページをごらんいただきたいと思います。

地方債残高の見込みに関する調書をつけさせていただいております。

この調書につきましては、許可ベースの額での表でございますが、増減見込みの欄を見ていただきますと、平成25年度中の借り入れが12億9,780万円、元金償還が、先ほど申しました13億6,616万6,000円ということになっておりまして、差し引き6,836万6,000円減少するというところになっておるところでございます。

以上、飛ばし飛ばしの説明で、十分な説明ではございませんけれども、一般会計予算の補足説明ということでさせていただきたいと思います。

なお、予算資料といたしまして、事業ごとにまとめました資料、あるいは予算の概要等も配付をさせていただいておりますので、参考としてごらんをいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） これより、暫時休憩をいたします。1時30分まで。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） それでは、議案第15号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

平成25年度の国民健康保険事業特別会計につきましては、予算総額を、歳入歳出それぞれ20億8,004万4,000円とさせていただくものでございます。

前年度当初予算と比べまして、1億7,391万5,000円、9.1%の増となっております。

まず、予算編成の前提といたしまして、被保険者数を一般、退職合わせて4,785人、世帯数を2,688世帯とし、各被保険者の所得及び固定資産税額を基礎として算定いたしております。

被保険者の状況といたしましては、平成24年度の当初予算の時点より77人、29世帯

の減少となっております。

また、平成25年度の国保税率につきましては、町長の提案理由の説明にございましたとおり、前年度と同率に据え置くこととして予算を計上させていただいております。

平成25年度税制改正大綱により、予定されております制度改正といたしましては、特定世帯等に係る保険税の軽減特例措置の延長として2点予定されているところです。

一つには、国保税の軽減判定において、後期高齢者制度に移行した被保険者を含めて軽減判定を行う特例措置を、これまでの5年間から期限を区切らずに恒久化すること。

二つには、世帯割に係る配慮として、国保の被保険者二人世帯で、うち一人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、国保の被保険者が一人となった世帯について、世帯割を5年間、2分の1軽減するという現行制度に加え、さらに3年間軽減割合を4分の1として延長するものです。

今、申しました改正につきましては、法律の改正がまだでございますので、法律成立後に条例の改正をさせていただきたいと存じます。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。事項別明細書の4ページをお願いいたします。

最初に、歳入では1款、国民健康保険税でございますが、一般被保険者分全体といたしましては、前年度比209万5,000円減の3億6,122万8,000円で、現年度分では、被保険者数、世帯数の減少と基準総所得の減少により、1,229万5,000円の減、滞納繰越分では、平成23年度と今年度の実績見込分から1,020万円の増といたしました。

また、退職被保険者分といたしましては、前年度比37万7,000円増で、ほぼ前年度並みの3,812万8,000円といたしたところでございます。

予定収納率は、これまでと同様に、一般被保険者93.5%、退職被保険者98.0%で算定させていただいております。

次に、5ページ、3款、国庫支出金、国庫負担金のうち、療養給付費等負担金につきましては、歳出に計上した療養給付費等をもとに対象額を算出し、負担割合を乗じて現年度分2億9,669万1,000円を計上いたしております。

療養給付費等負担金については、平成24年度に国保法の改正がされ、負担率が32%となっておりますが、平成23年度の精算に係る負担金については、34%で算出いたしております。

次に、6ページの2目、高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出に計上した負担

金をもとに算定いたしております。

3目の特定健診診査等負担金は、特定健診特定保健指導に係る国の負担金単価に健診や保健指導の見込者数を乗じて計上いたしております。

また、平成24年度の実績に基づき、追加交付が予定されておりますので、過年度分として73万8,000円を見込んでおります。

同じく国庫支出金の2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、普通調整交付金では、市町村の財政の不均衡の是正措置として交付されるもので、医療費給付費等の必要額である調整対象需要額から国・府の交付金と標準的な保険税額の調整対象収入額を控除して算出し、全体で1億2,037万7,000円を見込んでおります。

特別調整交付金については、説明欄に掲げております経費を見込んでおり、主なものとしたしましては、健康管理センターでの保健事業やへき地診療所運営費に係るもののほか、和知診療所電子カルテ等導入や歯科診療所の移転に係るものなど、合わせて4,675万6,000円を見込んでおります。

次に、7ページ、最下段の4款、療養給付費交付金につきましては、退職者医療分について、被用者保険からの拠出金を社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れるもので、退職者医療の対象費用額から保険税相当額と算定される額を差し引いて、対前年度1,924万6,000円増の1億3,792万6,000円を計上いたしております。

8ページ、5款の前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に係る医療保険者間の財政調整として、被用者保険からの拠出金を受け入れるもので、各医療保険者の前期高齢者の医療費の実績割合に応じて交付を受けるものでございます。

平成25年度の概算分と平成23年度の精算分として、追加交付となりました分を加えて、全体で5億7,231万6,000円の交付を受ける見込みとなり、前年度と比較して4,300万円余りの伸びとなりました。通常、厚生労働省から示される数値に基づき算定することとなっておりますが、今年は国の予算編成のおくれから、一部前年度の数値を参考に算出しております。平成23年度分の精算により、1,772万2,000円の追加交付に加えて、本町国保の前期高齢者加入見込み率の伸び、一人当たり医療費の伸びによるところが、主な要因となっております。

6款の府支出金、府負担金の高額医療費共同事業負担金と特定健康診査等負担金につきましては、国庫支出金と同じ算定方法により、同額を計上させていただいております。

同じく府支出金の2項、府補助金の財政調整交付金につきましては、平成24年度から国庫負担金の療養給付費負担金率の引き下げに伴い、都道府県調整交付金に上乘せがされまし

た。対象となる保険給付費等に交付率を乗じて算出しております。

さらに、特別調整交付金分として、国保被保険者のがん検診実施に係る保険事業分などを合わせまして、8, 131万1, 000円としたところでございます。

9ページ中ほどの7款、共同事業交付金におきましては、どちらも国保連合会から交付されるものですが、1目、高額共同事業交付金では、全国レベルでの共同事業で、1件80万円を超える医療費分について。2目の保険財政共同安定化事業交付金は都道府県単位の共同事業で、1件30万円を超え、80万円以下の医療費を対象としております。各市町村からの拠出金の中から、毎月支払う高額療養費の額をもとに算定され、前年度の交付見込額をベースに事業主体である国保連合会から示された見込額を計上しております。全体で5, 649万2, 000円増の2億2, 502万円を見込んでおります。

10ページの9款、繰入金1目、一般会計繰入金では、全体で1億736万7, 000円とし、前年度より2, 018万8, 000円の増額となっております。

総務省通知の繰出基準等に基づき計上したところですが、1節の保険基盤安定繰入金については、一般被保険者に係る低所得者の7割、5割、2割といった保険税の軽減分と保険者支援分を計上いたしております。

2節の職員給与費等繰入金につきましては、平成25年度から対象とする人件費や事務費の範囲を見直し、総務費歳出の総務費賦課徴収費及び審査支払手数料のうち、補助金等特定財源の当たるものを除いた額について、繰り入れの対象といたしております。

また、3節、出産育児一時金等繰入金、4節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保事業に係る交付税算入分ということで、一般会計からの繰り入れをお願いいたしております。

2項の基金繰入金につきましては、国保税率の据え置きに伴い、収支の均衡を図るため6, 798万1, 000円の繰り入れを見込んでおります。

今年度、平成24年度の3月補正後及び平成25年度の予算ベースで繰り入れを行った場合の平成25年度末の基金残高といたしましては、6, 716万9, 000円と推計しているところでございます。

10ページ、下段からの諸収入につきましては、延滞金や一般被保険者に係る第三者納付金を主なものといたしまして、全体で386万5, 000円を計上したところでございます。

12ページの繰越金につきましては、平成24年度において、基金繰り入れを前提とした決算見込みであることから、平成25年度への繰越金は見込まないことといたしました。

続いて、13ページからの歳出について説明を申し上げます。

1 款、総務費の一般管理費につきましては、保健師1名分の人件費やレセプト点検の嘱託職員賃金、その他事務費を計上いたしております。

1 4 ページの賦課徴収費では、保険税の徴収に必要な経費を見込んだところでございます。

1 5 ページ、下段からの2 款、保険給付費、療養諸費につきましては、過去3年間の医療費をもとに、平成25年度の被保険者数の見込数や、医療費の伸びを勘案して算出しております。被保険者数は、減少傾向にございますが、特に、一般、退職ともに入院給付に係る医療費が大幅に伸びていることから、療養給付費では一般被保険者の入院給付費の伸びを12%、退職被保険者の入院給付の伸びを7%と見込み、そのほかの外来、調剤等につきましては、2から5%の伸びにより算出したところでございます。

療養諸費では、一般、退職の療養給付費と審査支払手数料を含めまして、全体で12億5,599万円といたしております。前年度と比較しまして12.2%、1億3,642万2,000円の増額とさせていただきます。

1 6 ページの第2 項、高額療養費につきましては、一般、退職ともに、直近の支給額から推計し、前年度と比較しまして17.6%増の1億4,370万円を計上いたしました。

少し飛ばさせていただきますと、18 ページ、出産育児一時金につきましては、1件当たり42万円で、20件分、840万円、葬祭費については、1件5万円で25件分125万円を計上いたしております。

精神・結核医療付加金は、平成24年度の給付見込みから推計して計上いたしました。

次の19 ページ、3 款、後期高齢者支援金につきましては、現役世代から後期高齢者医療への支援金ということで、けんぽや共済なども含め、各医療保険者が4割を拠出するものでございます。平成25年度の概算分は2億5,445万円となり、平成23年度の精算分、1,111万4,000円が相殺されておりますが、高齢者の医療費の伸びに伴い、前年度に比べて650万4,000円増の2億4,333万6,000円となっております。

次に、20 ページの最下段、介護納付金につきましては、介護給付費や介護予防事業の財源として、40歳から65歳の被保険者数に応じて、各医療保険者が負担するもので、厚生労働省が示す算出方法により所要額を見込んでおります。

平成25年度の概算納付金と平成23年度の精算見込分を相殺して、前年度に比べて792万3,000円増の1億591万7,000円を計上させていただいたところでございます。

21 ページの7 款、共同事業拠出金につきましては、国保連合会から示された拠出金見込額により計上しております。

1 目の高額医療費共同事業拠出金は、医療費実績割で算定され、2 目の保険財政共同安定化事業の拠出金につきましては、昨年度と同様に被保険者割 4 0、医療費実績割 4 0、所得割 2 0により算定されております。

いずれの拠出金も、平成 2 4 年度の実施要綱の改正に伴い、医療費実績割の基礎となる過去 3 年間の医療費については、前期高齢者に係る財政調整額を反映したものとなったことから、基準拠出対象額が減ることとなりました。全体の交付見込額は伸びておりますが、要綱改正の効果により全体で 1, 7 3 9 万 6, 0 0 0 円減の 1 億 7, 8 5 7 万 2, 0 0 0 円となっております。

2 1 ページ、下段からの 8 款、保健事業費、特定健康診査等事業費では、特定健診に係る費用を、一般会計に繰り出し、原則集団検診の方法で実施することとしております。

平成 2 5 年度からは、第 2 期の特定健診等実施計画を定め、国が示す医療保険者の種別ごとの参酌標準により、計画最終年度における特定健診の目標受診率と特定保健指導実施率とともに 6 0 % として、それを目指して取り組むこととなっております。平成 2 5 年度においては、目標受診率を平成 2 4 年度と同じ 5 5 %、受診見込者数 2, 0 1 9 人として予算計上をさせていただいたところです。

一般会計への繰出金 1, 9 1 8 万 4, 0 0 0 円を主なものといたしまして、全体で 2, 1 0 7 万円を計上いたしております。

2 2 ページの疾病予防費の疾病予防事業では、未診世帯への記念品や医療費通知、ジェネリックの差額通知費用のほか、人間ドックの助成金を計上いたしております。

人間ドックの助成金には、平成 2 5 年度から自己負担割合の見直しを行い、基本健診 8 割補助、脳ドック検診は 1 万円の個人負担で、残りを補助することとさせていただくことになりました。

早期発見、早期治療に向けて有効な手だてであります。利用が増える状況において、限られた財源で多くの方にご利用いただくため、また、集合健診で実施しております特定健診費用とのバランスを考慮し、自己負担割合の見直しにご理解いただきたいと存じます。

助成金につきましては、1 泊ドック 1 7 件、半日ドック 2 1 7 件分を見込んでおります。

健康増進事業においては、一般会計で実施しておりますがん検診等について、国保被保険者分の費用を、国保の保健事業に位置づけ、一般会計への繰出金 3 2 3 万円を予定いたしております。

また、平成 2 3 年度、平成 2 4 年度に、南丹医療圏の広域保健事業として取り組みました国保ヘルスアップ事業につきましては、モデル事業は終了いたしましたが、事業評価に係る

経費と、参加者への事後フォローとして、食生活改善事業への案内経費など、一般会計への繰出金を主なものとして57万4,000円を計上いたしました。

これらの費用については、京都府の調整交付金を活用することとしております。

23ページ、3項、健康管理センター事業費では、施設管理、訪問指導事業費、スポーツ講座開催事業費を合わせまして、全体で606万4,000円としております。

24ページから25ページの諸支出金では、保険税等の還付金を計上するとともに、繰出金においては、歳入の特別調整交付金の対象となっておりますへき地診療所運営補助金と和知診療所の電子カルテシステムの整備、歯科診療所の移転費用について、合計3,740万3,000円を病院会計に繰り出すことといたしております。

以上、国民健康保険事業会計の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計についての補足説明を申し上げます。

会計の概要といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者に係る保険料を徴収し、納付すること。保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金を一般会計から受け入れて、広域連合に納めるというもので、平成25年度の予算総額は2億1,623万2,000円、前年度より0.3%の減となっております。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

歳入から説明いたします。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入では、1款、保険料、後期高齢者医療保険料でございますが、現年度分については、広域連合の保険料算定に基づき、前年度と比較して243万8,000円増の1億4,646万3,000円を計上いたしております。

現在の調定額により案分して、特別徴収分を80%として1億1,709万1,000円、普通徴収分20%として2,927万2,000円とさせていただいております。保険料率につきましては、平成24年度に改正され、2年ごとの改正となっておりますので、今年度の改正はございません。

3款の一般会計繰入金については、事務費分として323万6,000円、保険料の軽減に係ります基盤安定繰入分として6,196万7,000円を計上いたしております。事務費繰入分につきましては、平成24年度において実施しました広域連合システムの機器更改が終了したことから、前年度と比較して301万6,000円の減額となっております。

次に、4ページの4款、繰越金については、出納整理期間に収納する保険料分を見込んでおります。

4 ページの最下段、5 款の諸収入、雑入につきましては、広域連合助成金として、後期高齢者の人間ドック助成金 1 5 5 万 1, 0 0 0 円を主なものとしております。

広域連合が、国の特別調整交付金を活用され、ドックの受診に必要な経費の 1 0 分の 1 0 の交付を受けるものでございます。

次に、5 ページの歳出についてでございますが、1 款、総務費、一般管理費では、7 5 歳到達時や被保険者証の一斉更新に係る郵送料を主なものといたしまして、一般事務経費として 1 4 1 万 9, 0 0 0 円を計上させていただいております。

2 項の徴収費は、保険料決定通知書や納付書の印刷、郵送費用等が主なものでございます。

6 ページ、2 款、広域連合納付金では、徴収いたしました保険料負担金として 1 億 4, 8 4 6 万 5, 0 0 0 円、保険料の軽減分の基盤安定負担金といたしまして 6, 1 9 6 万 8, 0 0 0 円を広域連合に納付するものでございます。

3 款の保健事業費では、歳入で申し上げました広域連合からの助成金を受け、人間ドックの助成金を計上いたしております。助成割合は、昨年同様、基本 9 割補助、脳ドックについては、1 万円の個人負担とし、人間ドック 3 3 人、1 泊ドック 1 人分を見込んでいますところでございます。

以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） それでは、議案第 1 7 号 平成 2 5 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2 0 億 2, 4 2 0 万円とさせていただくもので、前年度と比較しますと 1. 2 %、2, 3 9 0 万円の増となっております。

平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までを計画期間とする第 5 期介護保険事業計画に基づき、予算計上させていただくものでございます。

それでは、詳細につきまして、事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、事項別明細書の 3 ページをお願いいたします。

1 款、保険料、第 1 号被保険者保険料でございますが、第 1 号被保険者を 5, 7 5 8 人と見込み、現年度分特別徴収保険料として 3 億 2, 4 0 8 万 9, 0 0 0 円、現年度分普通徴収保険料として 2, 4 2 3 万 3, 0 0 0 円を見込んでおります。保険料全体で、前年度に比べ 3 6 6 万 9, 0 0 0 円の増となっております。

次に、3 款、国庫支出金から、5 款、府支出金と 7 款、繰入金では、歳出で計上いたしま

す保険給付費等をもとに、対象額に充当率を乗じて算出した額を計上いたしております。

3 ページ下段の3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金の介護給付費負担金は、保険給付費のうち施設介護給付費などの施設等に係る給付費の15%、居宅介護サービス給付費など、その他の給付費の20%を合わせまして、3 億4,220 万6,000 円を計上しております。

4 ページをお願いいたします。

2 項、国庫補助金、1 目、調整交付金につきましては、保険給付費の8.3%の1 億6,217 万6,000 円、2 目、地域支援事業交付金は、介護予防事業分と包括的支援事業・任意事業分として1,333 万9,000 円を計上しております。

4 款、支払基金交付金、1 目、介護給付費交付金につきましては、保険給付費の29%、5 億6,663 万9,000 円を見込んでおります。

4 ページ下段から5 ページにかけましての5 款、府支出金、1 目、介護給付費府負担金は、施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%を合わせまして、2 億9,282 万円を計上いたしております。

5 ページの下段から6 ページでございますが、7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、1 目、介護給付費繰入金は、ルール分といたしまして保険給付費の12.5%、2 億4,424 万1,000 円の繰り入れをお願いするものでございます。

また、2 項、基金繰入金では、平成24 年度の京都府財政安定化基金取り崩しによる市町村交付金の積み立て分の3分の1及び介護給付費の財源不足分を繰り入れるものでございます。

なお、平成24 年度、また平成25 年度で予算ベースで繰り入れを行った場合の基金残高は、579 万円になる見込みでございます。

続きまして、8 ページからの歳出につきまして説明申し上げます。

1 款、総務費、1 項、総務管理費では、共同処理手数料などの一般事務経費を、また、2 項、徴収費では、保険料の賦課徴収に係ります経費をそれぞれ計上いたしております。

9 ページの3 項、介護認定審査会費では、円滑な認定調査を実施するための認定調査員等の臨時雇用賃金244 万4,000 円、主治医意見書作成手数料など601 万9,000 円、認定審査会府委託負担金として856 万円を計上いたしております。

なお、認定審査会につきましては、本年度も京都府に事務委託させていただくこととしております。

次に、10 ページをお願いいたします。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費の主なものといたしまして、1 目、居宅介護サービス給付費では、1 カ月の利用者数を、訪問介護 1 5 9 人、通所介護 3 2 7 人、短期入所生活介護 1 1 2 人などを見込みまして、6 億 2, 5 3 2 万 5, 0 0 0 円を計上いたしております。

2 目、特例居宅介護サービス給付費は、短期入所生活介護の基準該当サービス事業所分といたしまして、1, 5 4 3 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。

3 目、地域密着型介護サービス給付費では、1 億 3, 3 8 2 万 9, 0 0 0 円と、前年度と比較いたしまして 7, 1 9 3 万 7, 0 0 0 円の増額となっております。

これにつきましては、グループホームの利用者 2 0 名と、平成 2 5 年度に開設予定の地域密着型介護老人福祉施設 2 9 名の利用を見込むものでございます。

4 目、施設介護サービス給付費は、1 カ月の利用者数を介護老人福祉施設 1 8 4 人、介護老人保健施設 6 9 人、介護療養型医療施設 2 8 人の入所を見込みまして、8 億 8, 3 7 0 万 8, 0 0 0 円を計上、前年度と比較し 8, 0 4 8 万 6, 0 0 0 円の減額となっております。

これは、医療法人の介護老人保健施設への施設転換未実施が主な要因でございます。

1 1 ページでございますが、2 項、介護予防サービス等諸費では、主なものといたしまして、1 目、介護予防サービス給付費で 4, 9 4 2 万 5, 0 0 0 円、予防訪問介護 3 1 人、予防通所介護 4 9 人などの利用を見込んでおりますのと、5 目では、要支援者への介護予防サービス計画給付費として 6 5 2 万 8, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、1 2 ページをお願いいたします。

4 項、高額介護サービス等費は 3, 9 2 3 万 9, 0 0 0 円で、利用者負担額が定められた世帯の上限を超えた場合に支給するものでございます。

5 項、特定入所者介護サービス等費は 9, 1 7 2 万 2, 0 0 0 円で、低所得の入所者に対する食事、居室料の限度額を超えた負担部分について、補足給付するものでございます。

以上、保険給付費の総額は、1 9 億 5, 3 9 3 万 1, 0 0 0 円で、前年度比 1. 5 %、2, 8 1 6 万 4, 0 0 0 円の増額となりました。

次に、1 3 ページ中ほどの 3 款、地域支援事業費、1 項、介護予防事業費、2 目、二次予防事業費では、要介護状態等となるおそれの高い状態にある方を対象といたしまして、住民基本健診の中で、生活機能評価を実施するための「高齢者実態把握事業」や「ミニデイサービス事業」「運動器機能向上事業」など要介護状態となることを予防するための取り組みを、引き続き積極的に実施するため、2, 9 2 8 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、1 4 ページの中ほどから 1 5 ページにかけて、2 項の包括的支援事業・任意事

業費、2目、任意事業費では、家族介護者を支援するための、家族介護用品支給事業に957万円、認知症地域支援事業に127万2,000円を計上いたしております。認知症予防と啓発、また認知症の方とその介護家族を地域で支援する体制づくりに取り組んでまいります。

続きまして、サービス事業勘定でございますが、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ740万円と定めさせていただくものでございます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款、サービス収入、1目、居宅支援サービス計画費収入が主なものでございます。委託分も含めまして、地域包括支援センターが作成いたします介護予防サービスの計画費の収入として735万7,000円を見込んでおります。

次に、4ページの歳出でございますが、2款、事業費、1目、居宅介護支援事業費が729万3,000円で、要支援者の介護予防の計画作成にかかりますサービス事業所への委託料が主なものとなっております。

以上、大変簡単でございますが、議案第17号 介護保険事業特別会計事業勘定及びサービス事業勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、続きまして介護保険特別会計の老人保健施設サービス勘定について、補足説明をさせていただきます。

京丹波町病院和知診療所の2階部分でございます京丹波町介護療養型老人保健施設につきましては、開設して、はや3年6カ月が経過いたし、年度を追うごとに順調に推移稼働いたしております。

ちなみに、昨年4月から本年2月までの平均稼働率は85.4%で運営されております。係る予算につきましては、歳入歳出の総額を1億5,350万円とするものでございます。

予算の前提といたしましては、平成24年度の4月から12月までの状況を参考にして積算を行っております。

歳入におきましては、主に入所サービスの利用者を平均要介護度3で、ベッド数19床のうち長期の平均入所者数を14床と、短期入所者数を2床と見込み算出いたしております。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページからいかさせていただきます。

歳入では、款1、サービス収入、項1、介護給付費収入につきまして、目、居宅介護サー

ビス費収入では、要介護者に係る短期入所療養介護の介護報酬分を計上いたし、次の目2、施設介護サービス費収入では、要介護者を対象とした入所の介護報酬分を平均要介護度3で、1日当たり個室利用ベッドを3床、多床室利用ベッドを11床とし、平均入所利用ベッドを14床と見込んで計上いたしております。

次に、項2、介護予防給付費収入では、要支援の方を対象としての短期入所療養介護の介護報酬分を見込んでおります。項3、自己負担金収入では、入所及び短期入所に係ります介護報酬の自己負担金分と居住費、食費をそれぞれ見込んでおります。

めくっていただきまして、4ページでございます。

款3、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金では、全体で8,029万7,000円を計上いたし、歳出予算との均衡を図っております。

なお、款、諸収入、項1、雑入、目、雑入につきましては、リハビリ通所者の給食やテレビカード代等でございます。

次に、5ページからの歳出についてご説明申し上げます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費では、主に施設管理及び運営に係る一般管理事業として1,693万7,000円を、人件費及び嘱託職員等の人件費として、1億1,639万8,000円を計上いたしております。昨年4月から常勤医師と嘱託常勤医師を和知診療所にお迎えし、これまでの診療所費用で全て人件費を計上してまいりましたが、老健と診療所のそれぞれに適正配置の予算として見直し等をさせていただきました。

また、事務等につきましてはのスタッフについても、同様に配置させていただいたところがございます。

次に、7ページの款、介護サービス事業費、項、施設介護サービス事業費につきましては、老健施設運営に必要な診療材料費や医薬材料費、給食業務委託料、検査委託料、機器物品の借上料を主なものといたしております。全体で1,986万5,000円を計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） それでは、議案第18号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成25年度の歳入歳出予算総額を13億4,520万円とさせていただくものでございます。

前年度当初予算と比べまして、2億4,740万円の減額、15.5%の減となっております。

第2条の地方債につきましては、別表を作成しております。

第3条、一時借入金につきましては、借り入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、4ページをごらんいただきますようお願いいたします。

第2表、地方債でございますが、簡易水道事業でその財源として借り入れを行うことができる限度額を2億3,250万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんのとおりですので、お目通しをお願いいたします。

続いて、詳細、歳入歳出の説明に移らせていただきますが、先に事項別明細書の7ページ、歳出の主なものからご説明をさせていただきます。

1款、水道管理費の一般管理費総額は、3億3,278万6,000円でございます。そのうち、水道事業として、維持管理費用の全般を2億7,492万9,000円見込んでおります。

主なものとして、需用費では8,359万9,000円、そのうち浄水場などの光熱水費につきまして、関西電力の電気料金値上げ分を見込み、昨年よりも534万円の増額となる6,364万8,000円といたしております。

8ページの委託料につきましては、総額で8,136万7,000円、主には施設の維持管理委託料としまして5,467万2,000円、メーター検針員委託料で937万2,000円などといたしております。

9ページの工事請負費でございますが、5,048万円としておりまして、水道管移設工事では、京都縦貫自動車道及び府道の道路改良に伴う配水管の移設工事などで、合計が1,648万円。また、漏水修理、取水送水ポンプ等の修繕工事などに3,400万円を見込み予算計上をいたしております。

なお、町長の提案理由説明にもありましたとおり、19節、負担金の中で、いよいよ完成いたします畑川ダムの適正な維持管理を目的に、ダム管理負担金として997万円を計上させていただきます。

次に、10ページ、2款、施設費、水道施設費でございますが、上水道事業としまして、丹波・瑞穂統合簡易水道事業費に1億9,184万6,000円としております。

主なものでは、測量設計監理業務委託料として3,500万8,000円、内容としましては、畑川浄水場の高度処理施設の基本設計に着手したいと考えておりますのと、給水区域

間を結ぶ管路整備のための設計業務を行います。

工事請負費としましては、ダムからの水を瑞穂地域にも融通できるようにするために、府道桧山須知線への配水管布設工事や、これまで町水道の未給水区域でありました小野地区への管路整備に着手して、1億5,500万円を計上いたしたいと思います。

続きまして、2目、簡易水道施設費、和知の簡易水道事業としまして、1億2,017万5,000円、主には、西部地区の残っております配水管整備の測量設計に着手し、また、出野地区に予定している低区配水池にかかわる諸費用を計上いたしております。

工事請負費としては、安栖里と坂原に流量計を設置しますのと、北部系統の下栗野、西河内の配水管布設工事を計画しております。

次に、歳入につきましてのご説明に移らせていただきます。

事項別明細書3ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

1款、分担金及び負担金、水道事業費分担金としましては、491万4,000円を計上しています。内訳として、新規加入分担金に36件、また、一昨年以來ご指摘を受けておりました過年度分分担金につきましては、平成24年度中に全額完納いただきましたことをご報告いたします。

また、過年度分の給水工事負担金についても、同じく完納いただきました。

2款、使用料及び手数料としまして、水道使用料は4億9,834万2,000円を見込んでおります。内訳として現年度分使用料は、前年度の使用実績に基づき算定し、増量を見込んでおります。

次に、4ページの3款、国庫支出金でございますが、6,316万9,000円、前年に比べまして、7,748万7,000円の減額となっております。

減額の要因は、平成24年度では、丹波瑞穂でダム建設負担金があったことや、和知簡易水道では、浄水場の建設に係る費用が大きかったことが原因でございます。

次に、5ページの6款、繰入金につきましては、一般会計繰入金で5億744万7,000円、前年度に比較しまして6,806万7,000円の増となっております。基金繰入金では742万4,000円を計上いたしております。

8款、諸収入の支障物件移設補償費でございますが、京都縦貫自動車道及び府道の道路改良に係る送配水管の移設工事への公共補償金として1,124万円を見込んでおります。

最後に、9款、町債でございますが、丹波瑞穂地区の上水道事業、和知地区の簡易水道事業費から国庫補助金を差し引き、簡易水道事業債として合計2億3,250万円を計上いたしております。

以上、議案第18号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第19号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成25年度の歳入歳出予算総額を9億7,900万円とさせていただくものでございます。前年度当初予算と比べ、400万円の増額、0.4%の増となっております。

地方債につきましては、後ほど別表を見ていただくのと、一時借入金としましては、借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、4ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第2表、地方債でございます。下水道事業で限度額を370万円、資本費平準化債で、限度額を1億5,740万円としております。起債の方法等、ごらんとおりでございます。

それでは、当初予算の主なものについての説明に移らせていただきます。

先に、事項別明細書7ページにお進みいただきますようお願いいたします。

歳出でございますが、1款、総務費の一般管理費は、3,992万5,000円で、職員5名分の人件費を計上いたしております。

次に、2款、下水道費、1項、農業集落排水費の施設整備費は、1,537万8,000円とさせていただくものでございます。

8ページの管渠工事の600万円は、竹野地区の府道の工事に係るもの、また、安井地区、府の砂防工事に係っての下水道管移設工事費を見込んでおります。

なお、その下、国・府支出金等返還金、この898万円につきましては、平成24年度にも予算計上させていただきましたが、京都府との事務の手續上、平成25年度での支出となりましたので、補正予算とも関連してまいりますけれども、新年度に再度計上させていただきたく存じます。

2目、施設管理費は、総額1億405万円で、内訳としては農業集落排水施設管理事業に9,997万1,000円など、記載のとおりでございます。主なものとしましては、需用費の中の各施設に係ります光熱水費につきまして、電気料金の値上げ分を見込み、昨年よりも552万6,000円の増額となる3,163万8,000円を計上しております。

委託料では、施設維持管理委託料として、2,329万1,000円など、計で5,643万円といたしております。

次に、9ページの下段から公共下水道費の施設整備費でございますが、5,260万円を計上いたしております。主なものとして、10ページにお進みいただきまして、委託料と工

事請負費でございますが、ともに下山グリーンハイツ地区と橋爪地区における実施設計業務と工事費、それから、京都縦貫自動車道開設に伴います上豊田及び和田地内の管渠移設のための業務委託と工事費などといったしております。

次に、11ページ、公共下水道施設管理費でございます。1億345万7,000円を計上いたしております。

需用費、光熱水費で電気料金値上げ分等を見込んで2,375万円、施設修繕費に596万5,000円など、計で3,209万9,000円、委託料では、施設維持管理業務委託、また、汚泥脱水業務委託などで合計6,751万6,000円といたしております。

12ページ、3項、浄化槽市町村整備推進施設整備費ということで、806万8,000円を計上し、主には工事請負費としまして、浄化槽設置工事で600万円、5基分を見込んでおります。

次に、13ページ、浄化槽の施設管理費につきましては、9,520万2,000円、主には委託料で、町管理の浄化槽の清掃委託料及び保守点検委託料として8,939万1,000円となっております。

なお、3月末見込みの町管理浄化槽の数は1,190件として見込んでいるところでございます。

次に、14ページ、3款、公債費でございますが、元金は前年度と比較しますと、マイナスの1,043万4,000円、2.5%の減、利子はマイナスの879万8,000円、5.7%の減となっているところでございます。

次に、歳入のご説明に移らせていただきます。また、3ページのほうにお戻りいただきますようお願いいたします。

1款、分担金及び負担金、これのうち3節、浄化槽市町村整備推進事業費分担金は、5人槽の設置3基、7人槽2基、これに荷重型の加算分を1基と見込みまして176万円を計上いたしております。

2款、使用料では、現年度分の農業集落排水使用料は9,082万8,000円、林業集落排水使用料が136万8,000円。

4ページに移っていただきまして、簡易排水使用料が91万2,000円、以下、ごらんのとおりで、それぞれ昨年より増額といたしております。

使用料につきましては、料金改定の経過措置期間の2年目であり、平成25年10月からは3年目を迎えることとなります。従量制であるために11月と12月の使用実績等から予算編成をいたしておるところでございます。

次に、5ページの3款、国庫支出金では、浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金として、158万5,000円、5基分の浄化槽を見込んでおります。

6款、繰入金につきましては、総額で5億6,474万6,000円としておりまして、農業集落排水事業など、それぞれの事業別にそれぞれの額を充当することといたしております。

最後に、6ページをお願いします。

9款、町債でございますが、下水道事業債は、1億6,110万円といたしております。内訳としましては、浄化槽の事業に370万円、農業集落排水事業に係る資本費平準化債に7,850万円、公共下水道事業に係る資本費平準化債に7,890万円をそれぞれ計上いたしております。

以上、議案第19号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますように、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第20号 平成25年度京丹波町土地取得特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成25年度の歳入歳出予算につきましては、それぞれ23万円とするものでございまして、土地開発基金の利子を基金に積み立てるのみの予算となっております。

予算書の最後のページでございますが、基金への繰出金といたしまして23万円を計上させていただいているところでございます。

以上、まことに簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 議案第21号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

概要につきましては、歳入歳出の総額を502万円とさせていただくものでございます。

先に、歳出につきましてご説明を申し上げます。事項別明細書の最後の4ページをお願いいたします。

2款の育英費で、負担金補助及び交付金で、育英給付金498万円を計上いたしております。

志願者数が年々増加傾向にありますことから、平成25年度につきましては、平成24年度の申請数を参考に試算をいたしまして、大学生19人、高校生14人、専門学校4人、合

計 37 人分の給付を見込んでおるところでございます。

続いて、戻っていただきまして、歳入でございますが、3 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3 款、繰入金として、一般会計繰入金、基金繰入金ともに、給付額 498 万円の 2 分の 1 に当たります 249 万円をルール分として、それぞれ計上をいたしておるところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 議案第 22 号 平成 25 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成 25 年度の歳入歳出予算総額を 1 億 30 万円とさせていただくものでございます。予算総額で前年度に比較し 925 万円を、10.2% の増額となっております。

主な増額の要因といたしまして、運行一般事業にかかります燃料費、修繕料、並びに公債費の地方債償還元金の増額によるものでございます。

先に、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。事項別明細書の 4 ページをごらんいただきたいと思います。

1 款、事業費、1 目、運行事業費、事業科目の運行一般事業では、路線バス 16 台の運行管理経費、自家用バス管理事業では、自家用バス 1 台の運行管理経費、嘱託職員人件費事業費には、嘱託職員 5 名分をそれぞれ計上をいたしております。

主なものといたしまして、7 節、賃金、臨時雇用賃金には 13 名分を計上をいたしております。11 節、需用費、消耗品費には事務用物品並びにタイヤ購入代を計上し、13 節、委託料では、バス運転手派遣委託料といたしまして、瑞穂地区のスクールバス増発分を外部に委託をいたしているものでございます。

5 ページ、2 款、公債費、1 目、元金では、バス購入に伴い、これまでに借入れを行った地方債の償還元金 609 万 3,000 円、2 目、利子では同じく地方債償還利子を計上をいたしております。

次に、歳入の主なものにつきまして、事項別明細書 3 ページを見ていただきたいと思います。

1 款、事業収入、1 目、運行事業収入、1 節、運賃収入には一般の乗車運賃を、2 節、受託収入にはスクールバス運行にかかわる受託収入を計上しております。

3 款、繰入金、1 目、一般会計繰入金では、バス事業運行経費に不足する額を繰り入れ収

支の均衡を図るもので、繰入金は前年度と比較し、976万8,000円、16.1%の増額となっております。

5款、諸収入、1目、雑入では、施設管理協力金といたしまして、JR和知駅構内でふれあいハウスにかかわります電気代を計上いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第23号 平成25年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

本会計の予算につきましては、歳入歳出それぞれ139万円とさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

本財産区につきましては、土地の貸し付けに係る財産貸付収入、あるいは山林管理に係る寄附金、また、基金の繰入金を主な歳入としております。

次に、歳出の5ページでございますけれども、上段につきましては須知地区、下段からは竹野地区ということになっておりまして、項により地区を区分いたしまして、それぞれ先ほど申し上げました歳入を財源といたしまして、財産区管理会の運営及び財産の管理を行うものでございます。

須知地区につきましては、敬老祝賀式と区長会への補助金、また枝打間伐等の委託料を主なものとして93万円、竹野地区につきましては、6ページでございますけれども、枝打間伐等作業委託料を主なものとして、43万1,000円を計上しているところでございます。

以上、まことに簡単でございますけれども、議案第23号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号でございます。平成25年度京丹波町高原財産区特別会計予算でございます。

本会計の歳入歳出予算につきましては、それぞれ24万6,000円とするものでございます。

これにつきましても、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入といたしましては、寄附金を主なものとして計上させていただいております。

次のページでございますが、これらを財源といたします歳出につきましては、財産区管理会の運営、あるいは木ノ谷林道管理委託料など、合計23万6,000円の執行を予定させ

ていただいているところでございます。

以上、まことに簡単でございますけれども、議案第24号の説明とさせていただきます。  
よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） それでは、議案第25号から議案第28号までの桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

はじめに、それぞれの財産区におけます歳入といたしましては、土地貸付料、マツタケ採取権収入、基金利子などの財産収入が主な財源となっており、また、歳出では、財産区管理会の運営及び財産管理を行うための経費や、財産区各種団体への助成を中心として予算を計上いたしております。

各財産区の主なものにつきましては、順次予算書の事項別明細書によりましてご説明申し上げます、

最初に、議案第25号 平成25年度京丹波町桧山財産区特別会計予算は、予算総額を前年度と同額の歳入歳出それぞれ1,600万円とするものでございます。

はじめに、歳入の主なものでございますが、事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1節、土地貸付収入では、ゴルフ場用地として1,305万8,000円、携帯電話の無線基地用地として15万円、京都縦貫自動車道丹波綾部道路の工事用道路用地として83万2,000円を計上しております。

また、歳入歳出の均衡を図るため、基金繰入金として90万円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございますが、事項別明細書の6ページをごらんください。

1款、総務費、2目、財産管理費、13節、委託料で、直営林保育作業に320万円、22節、補償補填及び賠償金では、区への貸し付け地の貸借による補償費として、三つの区に対しまして計32万8,000円を計上しております。

7ページの3目、諸費では19節、負担金補助及び交付金で財産区、各種団体等への助成、また、各区に対しまして、山林高度利用に対する補助金として、総額で731万6,000円を計上しております。

以上が、桧山財産区でございます。

続きまして、議案第26号 平成25年度京丹波町梅田財産区特別会計予算につきまして、予算総額を歳入歳出それぞれ637万円とするものでありまして、前年度に比べまして3万円の減となっております。

はじめに、歳入の主なものについて説明をいたします。事項別明細書の3ページをごらん

ください。

1 款、財産収入の 1 節、土地貸付収入として、携帯電話事業者及び 8 区、それから個人などに対するもので、5 4 6 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

また、歳入歳出の均衡を図るため基金繰入金としまして 5 3 万 8, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、事項別明細書 5 ページをごらんください。

1 款、総務費、2 目、財産管理費、1 3 節、委託料では、直営林の保育作業に 2 5 万円、6 ページの 2 2 節、補償補填及び賠償金では、区への貸し付け地の貸借によります補償費として 3 1 7 万円、梅田地域振興会への補助金として 1 0 0 万円を計上いたしております。

以上が、梅田財産区でございます。

続きまして、議案第 2 7 号 平成 2 5 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ 6 4 0 万円とするもので、前年度に比べ 2 8 3 万円、約 7 9. 3 % の増額となっております。

はじめに、歳入の主なものについて説明いたします。事項別明細書の 3 ページをごらんください。

1 款、財産収入の 1 節、土地貸付収入として 8 区に対するもので 6 3 万円を計上し、また、歳入歳出の均衡を図るため基金繰入金として 1 7 7 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書 6 ページをごらんください。

1 款、総務費、2 目、財産管理費、1 3 節、委託料で財産区有林の山林管理関係の委託料に 5 万円、3 目、諸費、1 3 節、委託料では、分収林事業委託料として水呑地区除伐作業委託に 3 0 0 万円、1 9 節、負担金補助及び交付金では、三ノ宮地域振興会をはじめ財産区各種団体に対して 8 0 万円の補助金を計上いたしております。

以上が、三ノ宮財産区でございます。

続きまして、議案第 2 8 号 平成 2 5 年度京丹波町質美財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ 3 3 0 万円とするもので、前年度に比較して 1 0 万円増額となっております。

最初に、歳入の主なものについて説明をいたします。事項別明細書 3 ページをごらんください。

1 款、財産収入の 1 節、土地貸付収入として 7 区に対しまして 1 4 1 万 4, 0 0 0 円、3 法人に対しまして 1 3 3 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

次に、歳出の主なものでございますが、事項別明細書 6 ページをごらんください。

1 款、総務費、2 目、財産管理費、1 3 節、委託料で、直営林の保育作業委託に 8 0 万円、3 目、諸費、1 9 節、負担金補助及び交付金で、財産区各種団体等への助成、また各区に対する貸付林、高度利用に対する補助金として、合計 3 1 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第 2 5 号から議案第 2 8 号までの補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、議案第 2 9 号 平成 2 5 年度国保京丹波町病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

一昨年、4 月 1 日から京丹波町病院、和知診療所、和知歯科診療所を一本化し、公営企業会計として運営を行い、また、昨年 4 月から新たに 3 人の常勤医師をお迎えし、無事順調に 1 年間推移をしております。

また、今回の平成 2 5 年度予算書から公営企業会計として貸借対照表等が少しでも見やすいように、左ページに資産、右ページに負債、資本とのように分けさせて表現できるように予算書を 1 冊の製本にまとめさせていただきました。

では、予算書の順を追って施設ごとに主なものを中心として、補足説明をさせていただきます。

歳出は、平成 2 4 年度の 4 月から 1 2 月までの状況を参考にして積算をいたしております。

まず、表の第 2 条、業務の予定量といたしましては、京丹波町病院では、一般病床 4 7 床とし、入院患者数を 1 日平均 3 6 人、年間で 1 万 3, 1 4 0 人を予定いたしております。外来患者数におきましては、平日の 1 日当たりの病院が 1 3 0 人、土曜日が 3 0 人、質美診療所は 1 2 人、年間 3 万 3, 6 4 4 人の外来数を予定いたしております。

次に、和知診療所でございますが、外来患者数を 1 日当たり 5 0 人として、年間 1 万 2, 3 0 0 人を予定いたしております。

和知歯科診療所では、外来患者数を 1 日当たり 2 2 人とし、年間 6, 2 4 8 人と見込んでおります。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出の予定額といたしましては、京丹波町病院事業の収益及び京丹波町病院事業費用ともに 7 億 2, 1 0 0 万円とするものでございます。

和知診療所事業の収益及び和知診療所事業費用とともに 1 億 1, 3 0 0 万円とするものでございます。

和知歯科診療所収益及び和知歯科診療所事業費用では、ともに 8, 2 2 0 万円とするものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額としましては、京丹波町病院資本的収入に1億1,853万4,000円、京丹波町病院資本的支出が1億2,370万円とし、支出に対して収入が不足する額516万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

次に、和知診療所資本的収入に1,600万円、和知診療所資本的支出に1,610万円とし、支出に対して収入が不足する額10万円は、同じく過年度分損益留保資金で補填することといたしております。

次に、歯科診療所資本的収入に2,990万円、歯科診療所資本的支出に3,000万円とし、支出に対して収入が不足する額10万円は、同じく過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

第6条の議会の議決を得なければ流用することのできない経費としましては、給与費と交際費を施設ごとに必要な経費を計上させていただいているところでございます。

また、第8条の重要な資産の取得及び処分につきましては、和知診療所で、本年電子カルテシステムの購入を、また、町長の施政方針にもありましたように、歯科診療所では、現在の和知保健センター2階から1階に移設する改修を行い、資産の取得を行う予定であります。

以下、省略いたしまして、今申しました内容を京丹波町病院事業会計予算明細書で説明をさせていただきますので、11ページをお願いいたします。

最初に、先ほど申しました3条の収益的収入についての説明でございますが、京丹波町病院の医業収益の入院収益につきましては、一般病床47床で、入院基本料を13対1、1日平均患者数を36人、1日平均入院単価を2万2,000円とし、入院収益を2億8,908万円といたしております。

外来収益におきましては、病院と質美診療所を合わせて年間3万2,954人としております。

また、在宅医療の推進として、ケアプランの居宅介護支援、居宅療養管理指導の訪問診察、訪問看護、訪問リハビリ事業と、先ほどとの外来と合わせて1億9,397万1,000円といたしており、前年度より1,295万3,000円の増額となります。

この主な原因は、一人当たりの診療単価の増額と、平成24年4月から設置した地域連携室の充実によりまして、訪問看護、訪問リハビリの件数増加が主な要因と見込めるものでございます。

次に、その他医業収益では、個室の使用料と公衆衛生活動収益といたしまして、予防接種、健診事業の収益を見込みまして、全体で3,744万9,000円としております。

医業収益全体といたしましては、5億2,050万円とし、前年度より990万円の増とさせていただきます。

医業外収益におきましては、一般会計からの運営費補助金については、1億6,800万円とし、企業債償還率相当分2,244万2,000円を計上いたしております。

府補助金として、へき地診療所の和知診療所に対して、病院から医師派遣をするへき地医療拠点病院交付金に155万5,000円を、その他医業収益外収益としまして、長寿社会づくりソフト事業交付金として561万円を見込んでおります。

医業外収益全体では2億50万円、前年度より5,010万円の増額といたしております。増額の主な要因は、医師増員による運営費補助金の増額でございます。

次に、和知診療所の医業収益の外来収益につきましては、外来患者数の1日当たりの平均患者数は50人と見込み、在宅医療の推進である訪問事業と合わせて6,233万3,000円を計上いたしております。前年度より11万9,000円の減額となります。

これは、病院と診療所の連携によります患者数の減によるところと見込んでおります。

また、その他医業収益では、公衆衛生活動収益とし、予防接種、健診事業の収益を見込みまして、全体で896万7,000円を見込んでおります。

医業収益全体といたしまして7,130万円とし、前年度より3,240万円の減とさせていただきます。

医業外収益につきましては、一般会計からの運営費補助金については、3,670万円を、また、へき地直営診療所運営補助金補助の国庫特別調整交付金といたしまして、482万6,000円を見込んでおります。

医業外収益全体では、4,200万円を見込んでおります。対前年度で3,050万円減となったのは、医師及び職員の老健への人件費の組み替えを行ったものによるものでございます。

次に、和知歯科診療所の医業収益の外来収益につきましては、昨年4月から土曜日診療を開始いたし、外来患者数の1日平均患者数を22人と見込み、年間6,248人とし、5,653万9,000円を計上いたしております。

また、その他医業収益では、公衆衛生活動収益として予防・健診事業で106万1,000円の収益を見込んでおります。

医業収益全体といたしましては、5,760万円を見込んでおり、前年度対比370万円の増額見込みでございます。

次に、医業外収益につきましては、一般会計からの運営費補助金として1,330万円を、

また、へき地直営診療所運営補助の国保特別調整交付金として477万4,000円を見込んでおります。

負担金交付金につきましては、診療室の移設に伴う一般会計からの負担金として560万円を、医業外収益全体では、2,460万円を見込んでおります。

次に、めくっていただきまして、15ページからの収益的支出にいかせていただきます。

まず、京丹波町病院からですが、医業費用におきまして、給与費では前年度と対比いたしまして、退職予定のものや採用した人数で算定をいたしております。賃金では、主に嘱託職員と非常勤の医師、看護師に係る賃金を主なものとしております。

全体としては、前年度より5,149万3,000円の増で、4億2,683万8,000円を計上いたしております。

材料費では、昨年4月から院外処方を導入いたしましたので、薬品費の3,960万円を主なものとしまして、SPD事業の診療材料費や給食材料費等を含めて、全体で7,604万6,000円を計上し、前年度より110万7,000円の減でございます。

経費では、病院と質美診療所を合わせて、その主なものとしまして、退職手当組合負担金に2,287万8,000円を、光熱水費に1,343万1,000円を、委託料では、検査委託、窓口医事業務及び医療機器保守委託業務らに9,224万3,000円を計上して、経費全体で1億4,993万4,000円を計上いたし、前年度より743万8,000円の増でございます。

これは、医師の増による退職手当組合負担金の増と、電気料金値上げ及び検査料委託料らの増額によるものでございます。

17ページの減価償却では、建物、機械備品の減価償却費3,948万2,000円を見込んでおります。

19ページの医業外費用におきましては、病院事業の償還利子2,244万2,000円を主なものとしまして、全体で2,530万円を計上いたしております。

次に、和知診療所事業費用でございますが、医業費用における給与費では、医療職、技術職、事務職らの人数で算定しており、老健との組み替えをいたしました。

賃金では、主に嘱託職員と非常勤の医師、看護師らに係る賃金を主なものとしており、全体として6,918万4,000円を計上いたしております。

材料費では、主なものとしまして薬品費の812万6,000円を、また、平成23年度から診療所にもSPD事業の導入を行い、診療材料費を含め、全体で1,176万5,000円を計上いたしております。

経費では、その主なものといたしまして、委託料の検査委託や窓口医事務や医療機器保守委託に1,574万6,000円を計上いたし、減価償却に145万4,000円とし、経費全体で3,020万8,000円を計上いたしております。

平成23年度からの病院、診療所の一本化に伴いまして、診療所にも委託事業において、病院との共通の共同事業の導入を積極的に行い、経営改善に努めております。

次に、23ページの和知歯科診療所事業費用でございます。

医業費用における給与費では、医療職、技術職、事務職らの人数で算定しており、賃金では、主に臨時医師や技術員らにかかるものを主なものといたしております。

全体としては、5,320万2,000円を計上いたしております。経費では、その主なものといたしまして、建物の管理に係る経費に修繕費等で255万円、うち診療所の移設に伴う診療機器移設工事に180万円を計上いたしております。

委託費では、検査委託、施工管理業務委託や技工委託で、1,172万1,000円を計上いたし、経費全体で2,288万2,000円を計上いたしております。

次に、めくっていただきまして、27ページの4条における収益的収入についてでございます。

資本的収入につきましては、京丹波町病院では、1億1,853万4,000円を計上し、その内訳として起債償還元金として償還が本格化したし平成28年度までは、毎年1億1,000万円余りの元金償還が続く見込みでございます。

平成25年度は、償還元金1億1,537万3,000円を計上いたしております。この償還元金につきましては、一般会計からの出資金により償還に充てております。

補助金におきましては、府補助金として医療施設等整備費補助金で病棟の入院患者用の心電計に316万1,000円。

和知診療所でございますが、府補助金として、医療施設等設備整備補助金で、健診・検査用の心電計に211万6,000円を、国保会計補助金として、電子カルテの購入に1,365万円を見込んでおります。

歯科診療所であります。診療所の2階から1階への移設に伴う一般会計からの負担金として1,196万8,000円を、同じく移設に係る国保特別調整交付金といたしまして、1,415万3,000円を見込んでおります。

次に、29ページの4条の資本的支出でございますが、京丹波町病院では、資本的支出に1億2,370万円を計上し、内訳とし企業償還元金に1億1,537万3,000円を、建設改良費におきましては、更新の必要な医療用機器に睡眠評価装置、超音波洗浄機、全身麻

酔器、心電計及び1階の男性トイレにおいて、和式になっておりますので、洋式への改修を計上させていただいております。

次に、和知診療所でございますが、資本支出に1,610万円を計上しております。内容の主なものとして、電子カルテシステム購入に1,365万円を、健診・検査用の心電図に211万6,000円を計上させていただいております。

最後に、歯科診療所につきましては、資本的支出に3,000万円を計上いたし、その内訳の主なものとして2階から1階に診察室の移設にかかる費用としまして、2,830万6,000円を、医療用キャビネット購入に81万5,000円を計上いたしております。

全体の資本的収入が1億6,443万4,000円、資本的支出は1億6,980万円とし、支出に対して収入が不足するその差額の536万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

以上、病院の説明について、補足説明を終わらせていただきます。平成25年度の国保京丹波町病院事業会計予算の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計予算から議案第29号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計予算までの審査については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第29号は、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。15分まで休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

本会議終了後この場において予算特別委員会を開催し、正副委員長を選任をお願いします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、11日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時16分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 梅原 好範

〃 署名議員 横山 勲